



國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案(内閣提出第一六一號)、專賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール專賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案(内閣提出第一六二號)、國庫余裕金の繰替使用に関する法律案(内閣提出第一六六號)。

協同組合による金融事業に関する法律案(内閣提出第一六七號)、しょう腦專賣法案(内閣提出第一六八號)、しょう脳專賣法案(内閣提出第一六九號)、未復員者給與法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二號)(予)

○塚田委員長代理 ただいまより会議を開きます。去る四月二十八日本委員会に付託になりました日本專賣公社法の一部を改正する法律案、日本專賣公社法施行法案を括議題いたしまして、まず政府の説明を求めます。

日本專賣公社法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のよ

うに改正する。  
第九條第三項中「六人」を「八人」に改め、同條第四項中「葉たばこを耕作する者」の下に「その他專賣事業に直接關係を有する者」を加え、同條第五項中「二人については二年、三人については三年」と「三人については二年、三人については三年」に改める。

第十七條の次に次の二條を加える。  
(離職後の制限)  
第十七條の二 公社の役員及び職員は、その離職前五年間に葉たばこ、製造たばこ用巻紙、塗り、かん水、粗製しょう脳又はしよう脳原油の生産に関し臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)に基く指定生産資材割当規則(昭和二十三年総理令、法務廳令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令第一号)による物資の割当の事務に従事し、又はその事務を直接監督していた場合においては、離職後二年間は、その従事し、又は監督していた割当の事務と密接な関係にある営利を目的とする会社その他の團体の役員又は職員になつてはならない。但し、会社その他の團体の役員又は職員の地位で當該割当と關係のないものにつく場合その他特に弊害がないと認められる場合において、公社の経営の申出により大藏大臣の承認を得たときは、この限りでない。

第四十七條の次に次の二條を加えます。

○塚田委員長代理退席、委員長着席

日本專賣公社法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のよう

定に違反して営利を目的とする会社その他の團体の役員になつた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則第一項に次の二項を加える。  
但し、第九條の規定は、昭和二十四年五月十五日から施行する。

附則第二項の次に次の二項を加える。  
但し、第九條の規定は、昭和二十四年五月十五日から施行する。

○塚田委員長代理 ただいまより会議を開きます。去る四月二十八日本委員会に付託になりました日本專賣公社法の一部を改正する法律案、日本專賣公社法施行法案を括議題いたしまして、まず政府の説明を求めます。

日本專賣公社法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のよう

うに改正する。  
第三條 改正前の煙草專賣法(明治三十七年法律第十四号)、改正前の煙草賣法(明治三十八年法律第十号)及び改正前の粗製煙脳、樟脑油專賣法(明治三十六年法律第五号)に基く專賣事業に関する國職員の中から任命された者は、公社の設立後は公社の職員の中から任命された者とみなす。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

日本專賣公社法施行法案(設立)  
第一條 日本專賣公社(以下「公社」という。)は、昭和二十四年六月一日に設立されるものとする。(職員の引継)

第二條 昭和二十四年五月三十日現在における専賣局の職員(常時勤務しない者又はあらかじめ定められた在任期間若しくは雇用期間が昭和二十四年六月一日以後二月以内である者を除く。)は、公社の設立の日において、公社の職員

に属する一時借入金を含む。)は、公社の設立の日において、政府から公社に引き継がれるものとする。

2 昭和二十四年五月三十日現在における専賣局及び印刷局特別会計法(昭和二十三年法律第三十六号)第六條第一項に規定する繰替金は、日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第三十

七條第一項の政府からの一時借入金とみなす。

(資本金)

第六條 公社の資本金は、昭和二十四年法律第一号、塩專賣法(昭和二十一年法律第一号)若しくはし

たばこ專賣法(昭和二十四年法律第一号)若しくはし



第三章 輸入(第十四條)  
第四章 販賣(第十五條—第十七條)

第五章 雜則(第十八條—第二十條)

第六章 罰則(第二十一條—第二十八條)

附則

第一章 総則

(定義) 第一條 この法律において「しょ、脳精

「脳」とは、しょ、脳原油に蒸りゆうその他の操作を加えて分別した

「脳」とは、二・オギンカンファン

(Oxo-Camphane) の含有量が百分の五十以上の固形物をいう。

この法律において「粗製しょ、

「脳」とは、くす園に属する植物又はテレピン油に蒸りゆうその他の操作を加えて製造したしょ、脳をいう。

この法律において「再製しょ、

「脳」とは、しょ、脳原油から製造したしょ、脳をいう。

この法律において「精製しょ、

「脳」とは、再製しょ、脳又は粗製しょ、脳に昇華その他の操作を加えて精製したしょ、脳をいう。

この法律において「しょ、脳油」

とは、しょ、脳原油及びこれに蒸した油状物をいう。

この法律において「しょ、脳原油」とは、左に掲げる油状物であつて、二・オギンカンファンの含有量が百分の五以上の物をいう。

以上含有する油状物  
二 前号に掲げる物を百分の五十  
た油状物  
一 その他の操作を加えて採取し  
た油状物

7 この法律において「しょ、脳精油」とは、しょ、脳原油に蒸りゆうその他の操作を加えて分別したうその他の操作を加えて分別した

「脳」とは、しょ、脳原油の一手取扱、輸入及び一手販賣の権能は、國に専属する。

第二條 粗製しょ、脳又はしょ、脳原油の一手取扱、輸入及び一手販賣の権能は、國に専属する。

(專賣權) 第三條 粗製しょ、脳及びしょ、脳

する権能及びこれに伴う必要な事項は、この法律及び日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の定めるところにより、日本專賣公社(以下「公社」という。)に行わせる。

第二章 製造

(製造) 第四條 公社又は公社から第七條第一項又は第二項の割当を受けた者は、粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することができる。

3 製造者は、前二項の規定により割当数量を増加し、又は新たな割当をすることができる。

4 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造してはならない。

5 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することができる。

6 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することができる。

7 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することができる。

8 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することができる。

9 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することができる。

10 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することができる。

11 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することができる。

12 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することができる。

13 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することができる。

14 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することができる。

15 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することができる。

第七條 粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造しようとする者は、製造ごとに公社の定める手続により、毎年公社に申請して粗製しょ、脳原油の製造予定数量の割当を受けなければならぬ。

第二條の割当をしないことができる場合は、前條の規定により割当を受ける場合を除き、製造場ごとに申請して粗製しょ、脳原油の製造予定数量の割当を受けなければならない。

2 公社は、前條の製造予定数量の確保上必要があるときは、その年度内において、申請に基き前項の割当数量を増加し、又は新たな割当をすることとする。

3 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造してはならない。

4 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を製造することとする者は、自ら製造場を管理する場合を除き、製造場ごとに管理人を定めて、第一項又は第二項の申請の際公社に届け出なければならない。製造者が新たに管理人を置き、又は管理人を変更しようとする場合は、その都度公社に届け出なければならない。

5 第一項又は第二項の割当は、改正前の粗製樟脑、樟脑油專賣法(以下「旧法」という。)に基づき粗製し、すべての粗製しょ、脳又はしょ、脳原油を收納する。

6 前項の收納の價格は、公社が定めて、あらかじめ公告する。

(製造予定数量)

第六條 公社は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年度内の粗製しょ、脳及びしょ、脳原油の製造予定数量を定める。

第二項の割当をしないことができる場合は、前條の規定により割当を受ける場合を除き、製造場ごとに申請して粗製しょ、脳原油の製造予定数量の割当を受けなければならない。

1 この法律に基いて処罰(第二十八條において準用する國税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ。)され、その処罰の日から二年を経

2 公社は、第一項(第三項後段において準用する場合を含む。)の規定により割当の取消し、又は規定期間の取扱いを受ける。

3 木材の製造、加工、販賣等の業務に從事し、くすのきを粗製しょ、脳又はしょ、脳原油の製造以外の用途に供する處がある場合。

4 しょ、脳若しくはしょ、脳油の販賣若しくは輸出の業務又はしょ、脳若しくはしょ、脳油を原料としてプラスチック、医薬品、香料等の製造の業務を営んでいる場合。

5 しょ、脳若しくはしょ、脳の販賣若しくは輸出の業務又はしょ、脳若しくはしょ、脳油を原料としてプラスチック、医薬品、香料等の製造の業務を営んでいる場合。

6 公社は、製造者が前項各号の一に該当するに至つた場合においては、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

7 公社は、製造場管理人が第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、製造者に対し当該管

理人の変更を命ぜるとができない。

8 製造者、製造場管理人、これら

の代理人その他利害關係人及び必要な証人は、第六項の聽聞会に出席し、意見又は事實を述べることができる。

9 公社は、製造場管理人が第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、製造者に対し当該管

理人の変更を命ぜるとができない。

10 公社は、製造場管理人が第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、製造者に対し当該管

理人の変更を命ぜるとができない。

11 公社は、製造場管理人が第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、製造者に対し当該管

理人の変更を命ぜるとができない。

12 公社は、製造場管理人が第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、製造者に対し当該管

理人の変更を命ぜるとができない。

13 公社は、製造場管理人が第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、製造者に対し当該管

理人の変更を命ぜるとができない。

14 合においては、この限りでない。規定期間の取扱いを受ける場合は、前條の規定により製造場管理人の変更を命じようとするときは、当該取消又は変更を要するかどうかを決定するため、利害關係人に対し聽聞会を開かなければならぬ。

15 公社は、第一項(第三項後段において準用する場合を含む。)の規定により割当の取消し、又は規定期間の取扱いを受ける場合は、前條の規定により製造場管理人の変更を命じようとする旨を通知した日から十五日を経過した後に開かなければならぬ。

16 公社は、第一項(第三項後段において準用する場合を含む。)の規定により割当の取消し、又は規定期間の取扱いを受ける場合は、前條の規定により製造場管理人の変更を命じようとする旨を通知した日から十五日を経過した後に開かなければならぬ。

17 前項の聽聞会は、製造者又はその代理人に対し文書により前項に規定する処分をしようとする旨を通知した日から十五日を経過した後開かなければならぬ。

18 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

19 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

20 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

21 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

22 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

23 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

24 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

25 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

26 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

27 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

28 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

29 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

30 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

31 製造者は、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

定めた標準に従うように指示することができる。

(納付)

第一條 製造者は、その製造した粗製しよ、脳又はしよ、脳原油を、公社の定める方法により調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

2 前項の納付の期限、期日及び場所は、公社が定める。

3 製造者は、納付する粗製しよ、脳又はしよ、脳原油に他物を混和してはならない。

4 公社は、製造者の納付する粗製しよ、脳又はしよ、脳原油の品質が粗悪な場合は、更に必要な処理をした上納付するよう指示することができる。

(鑑定及び再鑑定)

第一十二条 八社は、製造者の納付した粗製しよ、脳又はしよ、脳原油の品質を鑑定し、その品質に相当

2 製造者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対し再鑑定を請求することができる。

3 前項の再鑑定の中立は、收納代金の請求前にしなければならない。

4 再鑑定の申立があつたときは、公社は、二人以上の鑑定人を選定しなければならない。

5 再鑑定による粗製しよ、脳又はしよ、脳原油の品質が第一項の規定による。

6 再鑑定による粗製しよ、脳又はしよ、脳原油の品質より上位の品質となる

らなければ、その申立人の負担とする。

(鑑定後の処置)

第一十三条 製造者がその製造を廃止し、又は第八條第二項(同條第三項後段において準用する場合を含む)の規定により割当を取り消された場合において粗製しよ、脳又はしよ、脳原油が現存するときは、又はしよ、脳原油が現存するときは、その者をなお製造者とみなす。

(輸入)

第一十四条 粗製しよ、脳又はしよ、脳原油は、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。

(代金の延納)

第一十五条 公社は、公社から粗製しよ、脳又はしよ、脳原油を買取受ける者に対し、その代金を一時に支拂うこととが困難であると認めるときは、確実な担保を設け、その代金の延納を許可することができる。

2 公社は、大蔵省令の定めるところにより、特に必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、担保の全部又は一部の提供を免除することができる。

3 第二項の場合は、旅行者が自らの用に供するため携帯するしよ、脳又はしよ、脳原油であつて大蔵省令で定めるものについては、適用しない。

4 公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めたとき又は延納の継続を著しく不適当と認められたときは、延納の許可を取り消すことができる。

(賣渡價格)

第一十六条 公社は、大蔵大臣の認可を受け、粗製しよ、脳及びしよ、脳原油の公社の賣渡價格を定める。

2 前項の規定は、財政法(昭和十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

3 第二項の場合は、延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めたとき又は延納の継続を著しく不適当と認められたときは、延納の許可を取り消すことができる。

(所有等の制限)

第一十七条 公社は、大蔵大臣の認可を受け、粗製しよ、脳及びしよ、脳原油の公社の賣渡價格を定める。

2 前項の規定は、財政法(昭和十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

3 第二項の場合は、延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めたとき又は延納の継続を著しく不適当と認められたときは、延納の許可を取り消すことができる。

(保管料)

第一十八条 製造者がその製造を廃止し、又は第八條第二項(同條第三項後段において準用する場合を含む)の規定により割当を取り消された場合において粗製しよ、脳又はしよ、脳原油を買取受けた者は、その決定があるまで收納代金を支拂わないことができる。

2 公社は、第二項の規定による再鑑定の申立があつた場合においては、その決定があるまで收納代金を支拂わないことができる。

い。

(保管料)

公社は、その者から相当の保管料を徴収することができる。但し、公社と協議して定めた引取期限までにこれを引き取らないときは、

公社は、その者から相当の保管料を徴収することができる。但し、

公社と協議して定めた引取期限までにこれを引き取らないときは、

公社は、その者から相当の保管料を徴収することができる。但し、

公社と協議して定めた引取期限までにこれを引き取らないときは、

公社は、その者から相当の保管料を徴収することができる。但し、

により認められた場合を除く外、公社の賣渡した粗製しよ、脳若しくはしよ、脳原油、公社の賣渡した粗製しよ、脳、再製しよ、脳若しくはしよ、脳精油又はこれらの物を加工した物以外のしよ、脳又はしよ、脳原油を所有し、所持し、譲り受けた者は、その現存する物については、その者をなお製造者とみなす。

(保管料)

公社は、その者から相当の保管料を徴収することができる。但し、

は、國税に次ぐものとする。

(罰則)

第二十二条 第十四條第一項又は第二項の規定に違反し、しよ、脳又はしよ、脳原油を輸入した者は、三

八條第二項の規定に違反した者は、十萬円以下の罰金に処する。但し、輸入したしよ、脳又はしよ、

は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定に違反した者は、十倍以下とする。

3 第二項の罪を犯す目的をもつてそ

の手帳をした者は又は同項の犯罪の

十倍以下とする。

4 第二項の罪を犯す目的をもつてそ

の手帳をした者は又は同項の犯罪の

十倍以下とする。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてそ

の手帳をした者は又は同項の犯罪の

十倍以下とする。

6 第二項の罪を犯す目的をもつてそ

の手帳をした者は又は同項の犯罪の

十倍以下とする。

7 第二項の罪を犯す目的をもつてそ

の手帳をした者は又は同項の犯罪の

十倍以下とする。



継ぎその他日本專賣公社法施行に必要な事項は、別に法律または政令で定めることになりますので、公社の発足に必要な以上の事項を規定するため、日本專賣公社法施行法の制定を必要とする次第であります。

次に本法案の要点について説明することといたします。まず第一に、公社の設立の時期を法律上明らかにするため、六月一日をもつて設立されるもの

継ぎその他日本事務公社法施行に必要な事項は、別に法律または政令で定めることになつておりますので、公社の

されることとなつておりますので、日本專賣公社法の実施に伴い、その根柢法である烟製品税章稅油煙稅法の改

予定数量の割券を受けた者は、これを製造することができる」とし、割券の手続、次第終了及び手続を定めた。

これらの職務を行う場合に起きました  
は、大藏大臣がこれを監督し、従つて  
國家賃貸法の適用につゝては、当該職

年度以降に於いて納付することとができ  
るようにしておこうとするものであります。

正を要する次第であります。  
現行の粗製樟脑、樟脑油專賣法は、  
直接政府が專賣品の收納、販賣、取締  
等の事務を行うことに規定してあります  
ので、公法人である日本專賣公社をして  
専賣事業を行わせるためには、ほ  
とんど各條にあたり字句を修正する必

とであります。  
次に價格の決定についてであります  
が、粗算しようのう及びしようのう  
油の收納價格は公社が決定し得ること  
とし、賣渡價格については、政府の許  
可を受けて公社が決定し得ることと  
たしました。

務の遂行を國の公權力の行使として、當該員または職員を國の公務員とすることとしたのであります。

以上が本法案を提出いたしました理由並びに本法案の大要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを、切望する次第であります。

次に昭和二十三年度の決算上生じた利益についてであります。現在事業局特別会計においては、自己資本に比べ固定資産の額が相当超過した形となつておりますので、この際利益の一部をもつて、固定資産の限度を固有資本の増加に充てることができるこ

いたしました。次に専賣局に割り切る職員、專賣事業に関し國が有する権利、義務、其専賣局特別会計に屬する資産及び負債並びに係属中の訴訟、訴願は当然公社に引き継がるべき性質のものでありますから、これらに引継ぎに關しそれべく規定を設けました。次に資本金についてでありますと、昭和二十四年五月三十日現在の貸借対照表に掲げる資産の額から、負債の部に掲げる一般会計へ納付すべき益金、減價却引当金、借入金及び短期負債の額の合計額を差引いた額をもつて、公社

要がありますこと、なればれはて從來省令で規定されていた事項のうち、重要なものを法律の中に織り込むとともに、制度の民主化と法文の平易化をはかるため、全文改正を行うこととした次第であります。

次に改正の要点について説明いたします。まず現行法には明記してなかつたのでありますが、しようのう、粗製しようのう、再製しようのう、精製しようのう、しようのう油、しようのう精油の定義を第一條に明記して、專賣権の対象を明確に

方に専賣局料別会計 日刷局料別会計の  
計及びアルコール専賣事業特別会計の  
利益の一般会計への納付の特例に鑑定  
する法律案提出の理由を、御説明申し上  
げます。

今回この法律を制定しようとした一  
まず理由は、これらの各会計における  
決算上の益金の一般会計への納付ににつ  
き特例を設け、もつてこれらの企業の  
円滑な運営をはかるとともに、一般会  
計、特別会計を通じての総合的財政政  
策の均衡に資せんとするものであります。

し、またアルコール専賣事業特別会計については、作業資産の増加の結果、運轉資金に不足を來して、おりますので、利益のうちアルコール販賣價格を見込まれて、酒税相当部分以外の部分、すなわち企業利潤部分に相当する二億六千三百二十万円を限り、固有資本の増加に充てることとしたいたいのです。

次に印刷局特別会計においては、昭和二十四年度において運轉資金に充てるため、一般会計から繰入金とすることが、できるよう措置いたしたのである

の資本金の額とすることとしたしました。以上のほか事業特別会計の決算、事務に関すること、營業税、印紙税及び關稅の免除に関すること、商工省のアルコール事業に從事する職員を、公社の共済組合に所属させること等について、規定しているのであります。

するとともに、第二條で專賣權の内容を規定いたしました。この專賣權は現在通り國に專屬於するのでありますが、この權能を公社をして行わしめることとし、現行法において政府の行つている事項は、原則としてすべて公社を行わしめるという建前をとり、しよ

たしました。  
次に罰則について御説明いたしま  
す。現行法では五万円以下、三万円  
以下、「一万円以下、一千円以下の罰金の」  
段階となつていてますが、改正法では  
ようのう畢竟権の擁護のため罰則を強  
化し、三十万円以下、十万円以下、二

従来これららの会計において決算上生じた利益は、すべて当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付することになつてゐたのであります。昭和十四年度以降におきましては、利益のうちから当該年度中において増加した、固定資産及び作業資産の価額に相当

ますが、なお固定資産のための借入人がありまして、昭和二十四年度に限り利益を全額固定資本の増加に充てることができるようにならしたのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

以上が本法案を提出いたしました理由を御審議の上すみやかに御賛成あらんことを切望する次第であります。次に、より細々本法案について提案理由を説明いたします。

日本専賣公社法は第三回国会において可決せられ、本年六月一日から施行

う鉱業専門法の実施機關としての日本製  
鐵公社の法律上の地位を、第三條で明  
記したのであります。

次に改正した主なる事項は、まず現  
行法では相應じようのうまたは、しよう  
のう原油を製造しようとする者は、政  
府の許可を受けなければならぬこと  
になつておりますが、この許可制度を  
廢止して割当制に改め、公社から製造

万円以下の罰金の三倍以上に懲罰いたしました。國税犯則取締法の準用については、現行法では財務局長・稅務署長または收稅官吏の職務を行う官吏は政令で定めたのであります。改正並みではこれらの職務は、公社の總裁の直屬に基き、大藏大臣が指定する公社役員または職員が行うこととしたしました。そして公社の役員または職員

長いまでの間、年次会計の収入へ納付させることとし、その残額はそれへ各会計の固有資本の増加に充てることにて、たそうとするのであります。さらに、この利益を一般会計に納付する場合に、当該会計において納付に必要な現金に不足があるとき、または通賈資金の増加の必要があるときは、その一部を現



きは次順位者に、これを支給する。

第五十一條に次の一號を加える。  
五 組合員であつた期間二十年以上上の者が退職年金の支給を受けることなくして死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

第五十二條に次の一號を加える。  
五 前條第五号に該當する場合においては、その組合員が死亡のときにおいて退職したとすれば受けるべきであつた退職年金の額の六年分。

「第四章 福祉施設」を「第四章 福祉施設及び共済組合連合会」に改める。

第六十三條に見出しとして「(福祉施設)」を加え、同條第二項中「組合が、前項」を組合が前條に改め、同項及び同條第三項を第六十三條の二第一項及び第二項とし、第六十三條の二に見出しとして「(共済組合連合会)」を加える。

第六十四條第三項中「國庫が拂い込む負担金(第十七條第二号から第十四号までに掲げる給付に要するものと除く)」を第六十九條第一項第一号に規定する負担金に改める。

第六十四條の二 連合会に加入してある。前項の規定により事務を委託する組合は、退職給付、療疾給付及び遺族給付の支給に関する事務を、連合会に委託することができる。

第七十條 削除 第七十二條を次のよう改める。  
(審査会)

第六十四條の二 連合会に加入してある。

第六十四條の二 連合会に加入してある。

第六十四條の二 連合会に加入してある。

第六十四條の二 連合会に加入してある。

第六十四條の二 連合会に加入してある。

第六十四條の二 連合会に加入してある。

第一類第七章 大藏委員会議録 第二十五号 昭和二十一年五月六日

の事務に要する費用を第六十八條の二又は第六十九條第一項の規定による拂込があることに、連合会に拂込なければならない。

第六十五條第一項に次の一號を加える。

七 納付に関する事項

第六十七條 第七條から第十一條までの規定は、連合会にこれを準用する。この場合において、第七條中「各省各廳の長」とあるのは「大藏大臣」と、「大藏大臣の承認」を受けて、その各省各廳」とあるのは「大藏省」と読み替えるものとする。

第六十八條の次に次の二條を加える。

第六十九條 第二項中「組合」を「組合員」に改める。

第七十條 第二項中「組合」を「組合員」に改める。

第六十九條第一項第一号中「保険給付」を「保健給付」に改め、同條に次の一項を加える。

第六十九條第一項第一号中「保健給付」を「保健給付」に改め、同條に次の一項を加える。

れを置き、前條第一項の規定によりその権限に屬せしめられた事項をつかさどる。但し、命令で定められる組合にあつては、その組合ごとにこれを置くことができる。

第七十三條第二項を次のように改める。

2 前項の委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益

会に置かれる審査会にあつては大

藏大臣が、前條但書の規定により

組合に置かれる審査会にあつては、当該審査会の置かれる組合を代表する各省各廳の長が、それぞれこれ

れを委嘱する。

第七十五條第二項中「組合」を「組合員」に改める。

第七十六條中「会長の許可を受けた」を削る。

第七十八條第二項中「組合」を「連合会又は組合」に改める。

第七十九條 第二項中「組合」を「連合員」に改める。

第七十九條を次のように改める。

第七十九條 審査会の委員及び第七

十七條の規定により出頭を命じた

第七十九條を次のように改める。

第七十九條 審査会の委員及び第七

八條の規定により出頭を命じた

第八十一條中「命令で指定する組合員で船員保険の被保険者であるもの(以下船員たる組合員といふ。)」を「船員たる組合員」に改め

する組合の「を削る。第八十二條第一項中「命令で指定する組合員で船員保険の被保険者であるもの(以下船員たる組合員といふ。)」を「船員たる組合員」に改め

する組合の「を削る。第八十三條中「指定」を規定に改める。

第八十三條中「指定期間」を規定する組合は、退職給付、療疾給付及び遺族給付の支給に関する事務を、連合会に委託することができる。受ける者以外の者については都道府県又は市町村を、については地方公共團體に改める。

(退職給付等の経過措置)

第九十四條 退職給付、療疾給付及び遺族給付に関する規定は、当分の間、左に掲げる者には適用しない。

一 総合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する組合にあつては、その組合ごとにこれを置くことができる。

2 退職給付、療疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項第一号に該當するに至つたときは、引き続きこれらの給付に関する規定の適用を受ける組合員たる期間二十年に至るまで適用される者

二 退職給付、療疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項第一号に該當するに至つたときは、引き続きこれらの給付に関する規定の適用を受ける組合員たる期間二十年に至るまで適用される者

三 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

四 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

五 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

六 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

七 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

八 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

九 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

十 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

十一 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

十二 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

十三 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

十四 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

十五 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に對する第六十九條第一項第一号に掲げる費用を負担することができる。

廢疾給付及び遺族給付に相当する  
給付に要する掛金を負担しなかつ

が期間（以下「解除期間」という。）を有する組合員に対する退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、第三十九条の二第一項

は第三十九條第二項、第四十一  
條第二項又は第五十條第一項の規  
定により算定した額から左の各号

によつて算定した額を控除した金額とする。但し、組合員であつた期間二十年以上の者二封する場合は

一時金については、控除しない。  
一 退職年金にあつては、俸給日

額の二・七日分(控除期間二十一年をこえる部分については一・

ハ日分)に控除期間(一年未満の端数は切り捨てる。)を乗じて得た額

別表第六

住居及び家財の全部が焼失

住居及び家財は前号と同種類

二、自居及び家財に前号と同程度  
三、住居又は家財の全部が焼失又

二 住居及び家財の三分の一以上  
二 住居及び家財に前号と同程度

### 三 住居又は家財の二分の一以上

一 住居又は家財の三分の一以上

附則

三條まで、第三十六條及び第三十  
七條の改正規定は、昭和二十四年

五月一日から、第二條第二項の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定は、同年六月一日から、第十六條、第八十一條、第八十二

の規定の適用を受ける退職年金は、その算定の基準となつた俸給を二十四倍した額を俸給とみなして、この法律の規定を適用して算定した額に改定する。但し、退職年金については、年齢満五十歳に達するまでは、なお從前の額とす  
くは負傷し、又は死亡したことによる。

昭和二十四年十月一日現在、國家公務員共済組合法第九十四條第一項の改正規定により新たに退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員については、昭和二十三年七月一日から昭和二十四年九月三十日までの期間をも控除期間に算入して同法第九十五条の規定を適用する。

昭和二十三年十月分以降の國家

二條第二項第六号の規定により設けられた組合が昭和二十四年六月一日現在において有する一切の権利義務は、その日に、同法第二條第一項の規定により文部省に設けられた組合が承認するものとする。

條、第九十四條第一項及び第九十六條の改正規定は、同年十月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。但し、第五十一條、第五十二條、第八十三條の一、第九十四條第二項及び第三項、第九十四條の二及び第九十五條の改正規定は、昭和二十三年七月一日から

第一條　國家公務員に貸與すべき官舎の賃料の改定並に其の他の事項を定める法律

家公務員共済組合法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二百五十五号)による改正前の」を加える。

7 日本國有鐵道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

より、この法律施行の際國家公務員共済組合法第九十條の規定により受ける年金については、同様の規定にかかわらず、昭和二十三年十月分以降その年金額を二倍した額に改定する。

二 宿舍の設置に関する計画

三 宿舍の維持及び管理に関する基準

三 第十二條の規定による無料宿舍を貸與する者の範囲

四 第十三條の規定による有料宿舍の一坪当たりの使用料の基準

五 第十五條の規定による居住者の選定の基準

3 有料宿舍は、完全な合理的的使用料を収取して貸與するものである

り生計を維持する者を居住させるため設置する宿舎をいう。(宿舎審議会)

法律に規定する事項は、同法第二十八條に規定する人事院の勧告事項に含まれるものである。  
(定義)

一 舎についてては、この法律の定めを  
こころによる。



員のために設置せられている宿舎にあつては、公邸

第十二條第一項各号に掲げる

國家公務員のうち政令で定める

者のために設置せられている宿

舎にあつては、無料宿舎とす

る。

官舎貸渡規則（明治九年太政官達

第五十三号）

左に掲げる勅令等は、廃止す

る。

官舎貸渡規則（明治九年太政官達

三百五十九号）

官設鉄道の職員に宿舎料を支給す

るの件（明治三十九年勅令第二百九

十四号）

監獄看守手当等給與令（大正十一

年勅令第四百三十八号）

矯正院補導手当等給與令（大正十

一年勅令第四百九十一号）

副看守長の俸給及び給與に関する

事件（昭和十年勅令第八百六十八号）

第八條の三第一項中「療養費の支

給」を「療養」に改める。

第八條の四中「療養費の支給」を

「療養」に改める。

第八條の五中「以後療養費を支給

せず、」を「同一の事由については以

後療養を行はず、」に改める。

第八條の六を次のよう改める。

第八條の六 同一の事由について他

の法令の規定により療養又は障害

一時金に相当する給付を付ける

者には、この法律による療養を行

わず、又は障害一時金を支給しな

い。

第八條の六の次に次の四條を加え

る。

第八條の七 療養、第八條の三の規

定による遺骨の埋葬に要する経費

及び障害一時金（以下療養等と総

称する）を受ける権利は、これら

の給付事由の生じた日から二年間

行わないときは、時効に因り消滅

する。

第八條の八 療養等を受ける権利

は、譲り渡し、相保に供し、又は

差し押えることができない。

第八條の九 療養等として支給を受

けた金品を標準として、租税その

他の公課を課してはならない。

第八條の十 國又是療養等を受ける

場合において、國は、厚生大臣

の定める基準の範囲内で、当該

医療機関にその費用を支拂う。

第八條の十一 前号に規定する医療機関以外

の医療機関から受けることがで

きる。この場合において、國

は、厚生大臣の定める基準の範

囲内で、その費用をその療養を

受けた者に支拂わなければなら

ない。

第八條の三第一項中「療養費の支

給」を「療養」に改める。

第八條の四中「療養費の支給」を

「療養」に改める。

第八條の五中「以後療養費を支給

せず、」を「同一の事由については以

後療養を行はず、」に改める。

第八條の六を次のよう改める。

第八條の六 同一の事由について他

の法令の規定により療養又は障害

一時金に相当する給付を付ける

者には、この法律による療養を行

わず、又は障害一時金を支給しな

い。

第八條の六の次に次の四條を加え

る。

第八條の七 療養、第八條の三の規

定による遺骨の埋葬に要する経費

及び障害一時金（以下療養等と総

称する）を受ける権利は、これら

の給付事由の生じた日から二年間

行わないときは、時効に因り消滅

する。

第八條の八 療養等を受ける権利

は、譲り渡し、相保に供し、又は

差し押えることができない。

第八條の九 療養等として支給を受

けた金品を標準として、租税その

他の公課を課してはならない。

第八條の十 國又是療養等を受ける

場合において、國は、厚生大臣

の定める基準の範囲内で、当該

医療機関にその費用を支拂う。

第八條の十一 前号に規定する医療機関以外

の医療機関から受けることがで

きる。この場合において、國

は、厚生大臣の定める基準の範

囲内で、その費用をその療養を

受けた者に支拂わなければなら

ない。

第八條の三第一項中「療養費の支

給」を「療養」に改める。

第八條の四中「療養費の支給」を

「療養」に改める。

第八條の五中「以後療養費を支給

せず、」を「同一の事由については以

後療養を行はず、」に改める。

第八條の六を次のよう改める。

第八條の六 同一の事由について他

の法令の規定により療養又は障害

一時金に相当する給付を付ける

者には、この法律による療養を行

わず、又は障害一時金を支給しな

い。

第八條の六の次に次の四條を加え

る。

第八條の七 療養、第八條の三の規

定による遺骨の埋葬に要する経費

及び障害一時金（以下療養等と総

称する）を受ける権利は、これら

の給付事由の生じた日から二年間

行わないときは、時効に因り消滅

する。

第八條の八 療養等を受ける権利

は、譲り渡し、相保に供し、又は

差し押えることができない。

第八條の九 療養等として支給を受

けた金品を標準として、租税その

他の公課を課してはならない。

第八條の十 國又是療養等を受ける

場合において、國は、厚生大臣

の定める基準の範囲内で、当該

医療機関にその費用を支拂う。

第八條の十一 前号に規定する医療機関以外

の医療機関から受けることがで

きる。この場合において、國

は、厚生大臣の定める基準の範

囲内で、その費用をその療養を

受けた者に支拂わなければなら

ない。

第八條の三第一項中「療養費の支

給」を「療養」に改める。

第八條の四中「療養費の支給」を

「療養」に改める。

第八條の五中「以後療養費を支給

せず、」を「同一の事由については以

後療養を行はず、」に改める。

第八條の六を次のよう改める。

第八條の六 同一の事由について他

の法令の規定により療養又は障害

一時金に相当する給付を付ける

者には、この法律による療養を行

わず、又は障害一時金を支給しな

い。

第八條の六の次に次の四條を加え

る。

第八條の七 療養、第八條の三の規

定による遺骨の埋葬に要する経費

及び障害一時金（以下療養等と総

称する）を受ける権利は、これら

の給付事由の生じた日から二年間

行わないときは、時効に因り消滅

する。

第八條の八 療養等を受ける権利

は、譲り渡し、相保に供し、又は

差し押えることができない。

第八條の九 療養等として支給を受

けた金品を標準として、租税その

他の公課を課してはならない。

第八條の十 國又是療養等を受ける

場合において、國は、厚生大臣

の定める基準の範囲内で、当該

医療機関にその費用を支拂う。

第八條の十一 前号に規定する医療機関以外

の医療機関から受けることがで

きる。この場合において、國

は、厚生大臣の定める基準の範

囲内で、その費用をその療養を

受けた者に支拂わなければなら

ない。

第八條の三第一項中「療養費の支

給」を「療養」に改める。

第八條の四中「療養費の支給」を

「療養」に改める。

第八條の五中「以後療養費を支給

せず、」を「同一の事由については以

後療養を行はず、」に改める。

第八條の六を次のよう改める。

第八條の六 同一の事由について他

の法令の規定により療養又は障害

一時金に相当する給付を付ける

者には、この法律による療養を行

わず、又は障害一時金を支給しな

い。

第八條の六の次に次の四條を加え

る。

第八條の七 療養、第八條の三の規

定による遺骨の埋葬に要する経費

及び障害一時金（以下療養等と総

称する）を受ける権利は、これら

の給付事由の生じた日から二年間

行わないときは、時効に因り消滅

する。

第八條の八 療養等を受ける権利

は、譲り渡し、相保に供し、又は

差し押えることができない。

第八條の九 療養等として支給を受

けた金品を標準として、租税その

他の公課を課してはならない。

第八條の十 國又是療養等を受ける

場合において、國は、厚生大臣

の定める基準の範囲内で、当該

医療機関にその費用を支拂う。

第八條の十一 前号に規定する医療機関以外

の医療機関から受けることがで

きる。この場合において、國

は、厚生大臣の定める基準の範

囲内で、その費用をその療養を

受けた者に支拂わなければなら

ない。

第八條の三第一項中「療養費の支

給」を「療養」に改める。

第八條の四中「療養費の支給」を

「療養」に改める。

第八條の五中「以後療養費を支給

せず、」を「同一の事由については以

後療養を行はず、」に改める。

第八條の六を次のよう改める。

第八條の六 同一の事由について他

の法令の規定により療養又は障害

一時金に相当する給付を付ける

者には、この法律による療養を行

わず、又は障害一時金を支給しな

い。

第八條の六の次に次の四條を加え

る。

第八條の七 療養、第八條の三の規

定による遺骨の埋葬に要する経費

及び障害一時金（以下療養等と総

称する）を受ける権利は、これら

の給付事由の生じた日から二年間

行わないときは、時効に因り消滅

する。

第八條の八 療養等を受ける権利

は、譲り渡し、相保に供し、又は

差し押えることができない。

第八條の九 療養等として支給を受

けた金品を標準として、租税その

他の公課を課してはならない。

ました未復員者給與法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

未復員者には、前国会において御賛成いたいたいた未復員者給與法の改正法律により、療養費及び障害一時金が支給されることになつてゐるのであります。が、今回療養費を支給するかわりに、厚生大臣の指定する医療機関により直接療養を行うことができるようになりますとともに、療養等に関する非課税の取扱いをする等のため、さらに同法の一部につき所要の改正を加えんとするものであります。

何とぞすみやかに御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

このたび本國会に提出いたしました國家公務員のための國設宿舎に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

國家公務員の宿舎に関する基礎法規はきわめて古く、明治初年の制定になります。また今日まで宿舎全般を統轄する中央官廳はいずれなりやが明確を欠いておりました結果、宿舎の設置及びその利用状況は各省きわめて区々となつておる次第であります。従いまして、この際宿舎の設置及び利用に関することは、國の事務、事業の円滑な運営を確保する上において緊要なことと存しますので、今回國設宿舎に関する法律案を提出するに至つた次第であります。

一、まず宿舎は、國がその事務、事業の円滑な運営に資する目的をもつて、國がみずから設置するものである

二、次に、宿舎の設置、利用等に関する各省区々の現状を是正し、將來における統一を保持するため、特に内閣総理大臣所管のもとに宿舎審議会を設置し、宿舎の設置に関する計画、宿舎の維持及び管理に関する基準、無料宿舎を貸與する者の範囲、有料宿舎の居住者の選定の基準等、宿舎運営に関する重要事項をあげて、同審議会の審議決定にゆだねることとしたしました。

三、宿舎は、公邸、無料宿舎及び有料宿舎の三種とし、公邸は、内閣総理大臣、國務大臣等特定の者のために設置し、無料で貸與するものとし、無料宿舎は、非常勤務に從事する者等、その職務の特殊性にかんがみ、積極的に宿舎を提供する必要のある者のために設置し、無料で貸與するものとし、有料宿舎は、公邸または無料宿舎の貸與を受ける者以外の國家公務員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸與するものであります。なお、有料宿舎の使用料につきましては、一般民間の家賃との権衡をはかることを目途として、宿舎審議会で決定いたすことになつております。

四、宿舎の管理につきましては、宿舎に関する総合調整は、宿舎審議会の決定事項の範囲内で大蔵大臣がこれを行ふものとし、各省各廳の長は、大蔵大臣の定めるところに従つて、宿舎の管理を行ふことになつております。

五、この法律は実施のため相当の準備期間を必要といたしますので、公布の日後二箇月を経過した日から施行することといたしました。なお、この法

律施行の際、現に國家公務員のために設置されている宿舎は、それ／＼の区分に應じて、この法律により設置された公邸、無料宿舎または有料宿舎となることとなつております。

以上がこの法律案の制定の理由及びその大要であります。但し、宿舎問題は、國の事務、事業の能率的運営を確保するためには、適切かつ迅速にその解決をはかる必要がありますので、何とぞすみやかに御審議の上、御賛同あらんことをお願ひいたします。

○川野委員長 次に去る四月二十八日、本委員会に付託に相なりました所得稅法等の一部を改正する法律案、關稅法の一部を改正する法律案、四月三十日付託に相なりました臨時宅地貨貸價格修正法案、國の所有に屬する物品の賣拂代金の納付に関する法律案、國庫余裕金の繰替使用に関する法律案、協同組合による金融事業に関する法律案、興業債券の發行限度の特例に関する法律案を一括議題として、政府の説明を求めます。

和二十三年法律第八号)第三十  
八條第三項中「百円」を「千円」に改  
める。  
2 所得稅法第五十五條第三項、法  
人稅法第四十二條第三項、有價証  
券移轉稅法第十三條ノ二第三項、  
相続稅法第五十八條第三項、通行  
稅法第十一條ノ二第三項及び取引  
高稅法第二十八條第四項中「十円」  
を「百円」に改める。

第三十一條ノ三 他ノ法令ニ依リ  
輸出、輸入又ハ積戻ニ関シ許  
可、承認等ヲ要スル旨ノ規定ア  
ル貨物ニ付テハ前二條ノ検査ニ  
際シ其ノ許可、承認等ヲ受ケタ  
ルコトヲ税関ニ証明スベシ  
他ノ法令ニ依リ轉出、輸入又ハ  
積戻ニ関シ検査又ハ條件ヲ具備  
スルコトヲ要スル旨ノ規定アル  
貨物ニ付テハ前二條ノ検査ニ際  
シ其ノ検査ヲ受ケ又ハ條件ヲ具  
備シタルコトヲ税関ニ証明シ其  
ノ認定ヲ受クベシ  
第一項ノ証明ヲ爲サズ又ハ前項  
ノ認定ヲ受ケザルモノニ対シテ  
ハ第三十一條ノ免許ヲ爲スコト  
ヲ得ズ  
第三十二條中「輸入申告書」を  
「輸出申告書又ハ輸入申告書」に改  
める。  
第四十五條中「第三十一條、第  
三十二條」を「第三十一條乃至第三  
十二條」に改め、同條に次の二項  
を加える。  
郵便物中小包郵便物、小形包装  
物、價格表記箱物、商品見本及開  
稅ヲ課スベキ物品ヲ包有セルモノ  
ハ前項ノ規定ニ拘ラズ税關ノ検査  
ヲ受クベン  
第三十一條ノ三第一項及第二項  
ノ規定ハ前項ノ検査ニ之ヲ運用ス  
第五十條第一項中「六箇月以内  
ニ」を「三箇月以内ニ」に改め、同  
條第三項を削る。  
第五十一條の次に次の二條を加  
える。  
第五十一條ノ二 稽閲長ハ公益上  
必要アリト認ムル場合ニ於テハ



2 前項の基準地区の選定その他基

準地区に関する事項を詮問するため、大蔵省に基準地区調査会を置く。

3 基準地区調査会は、会長及び十

五人以内の委員をもつて組織し、委員は、地方公共團体の職員及び学識経験のある者たちから、大蔵大臣が命ずる。

4 会長は、大蔵次官をもつて充て

5 会長は、会務を総理する。

6 会長に事故があるときは、「あらじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

7 前五項に規定するものの外、基準地区調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(修正賃貸價格の算出方法)

第四條 第二條第一項の規定により修正する台帳賃貸價格(以下「修正賃貸價格」という。)は、昭和二十一年四月一日現在において、現行の台帳賃貸價格の定められた時以後における経済事情の変動等による影響が類似するものと認められる区域を「区域」とし、その区域内において標準となるべき宅地(以下「標準地」という。)を選定し、当該標準地の台帳賃貸價格に対する割合を求める。當該標準地内の当該標準地と状況類似する宅地の台帳賃貸價格に乘じて得た價額によつて定める。

2 前項の場合において、基準地区内に当該標準地と状況類似する宅地がないときは、「修正賃貸價格」とみなす。

の区域内の宅地の台帳賃貸價格に乗じて得た價額によつて定める。  
一 基準地区内の当該標準地と比較的状況類似する宅地の台帳賃貸價格に比準して当該標準地の修正賃貸價格を定め、当該修正賃貸價格の從前の台帳賃貸價格に対する割合

二 前号の規定による困難とする場合には、基準地区以外の区域内の当該標準地と状況類似する宅地で修正賃貸價格を定めることができたものの修正賃貸價格の当該標準地の台帳賃貸價格に対する割合

三 前二号の規定による困難とする場合には、基準地区以外の区域内の当該標準地と比較的状況類似する宅地で修正賃貸價格を定めることができたものの修正賃貸價格を定め、当該修正賃貸價格の從前の台帳賃貸價格に対する割合

四 第一項又は第二項に規定する割合を計算する場合においては、標準地又は標準地と対比される宅地が耕地整理の修正賃貸價格を定め、当該修正賃貸價格の從前の台帳賃貸價格に対する割合

三 前二項に規定する割合を計算する場合においては、標準地又は標準地と対比される宅地が耕地整理の修正賃貸價格を定め、当該修正賃貸價格の從前の台帳賃貸價格に対する割合

四 第一項又は第二項に規定する割合を計算する場合においては、標準地又は標準地と対比される宅地が土地整理を施行した宅地である基準地区内の当該標準地と状況類似する宅地の台帳賃貸價格に乘じて得た價額によつて定める。

2 前項の場合において、基準地区内に当該標準地と状況類似する宅地がないときは、「修正賃貸價格」とみなす。

二項又は昭和六年法律第二十九号

(耕地整理法の一部を改正する法附則第八條の比率で除して得

た價額をもつて、当該宅地の台帳

賃貸價格とみなす。

4 第一項又は第二項に規定する割合を計算する場合においては、標準地又は標準地と対比される宅地が特別法人税法の一部を改正する

等の法律附則第十四條第三項に規定する配当金(以下「配当金」とい

う。)を有するものであるとき

は、当該宅地の台帳賃貸價格に配

当金をえたもの(当該宅地に台

帳賃貸價格がない場合には、政令

で定める價格)をもつて、当該宅

地の台帳賃貸價格とみなす。

5 第一項又は第二項に規定する割合を計算する場合においては、標準地又は標準地と対比される宅地が耕地整理施行中のものであると

きは、当該宅地につき政令の定め

るところにより土地台帳法第十七

條の規定に準じて定める價格をも

つて、当該宅地の台帳賃貸價格と

みなす。

6 第一項又は第二項に規定する割合を計算する場合においては、標準地又は標準地と対比される宅地が土地整理を施行した宅地で

昭和十三年一月一日から昭和二十

四年四月一日までの間ににおいて

貨價格の配賦のあつたものである

ときは、当該宅地につき政令の定

めることにより土地台帳法第十

定する一定の割合をもつて一率に

修正賃貸價格を算出することを不

適とする区域内の宅地について

は、まず、これらの項に規定する

一定の割合を当該区域内の標準地

の台帳賃貸價格に乘じてその修正

賃貸價格を算出し、これに比準して

当該区域内の各筆の宅地の修正

賃貸價格を定める。

2 前項の標準地が前條第三項から第六項までの規定に該当する宅地

である場合には、これらの項の規

定により台帳賃貸價格とみなされ

た價額をもつて、当該標準地の台

帳賃貸價格とみなして前項の規定

を適用する。

3 第一項の規定により修正賃貸價

格を定める場合において、耕地整

理年期を有する宅地があるとき

は、同項の規定にかかわらず、同

項の規定により定められるべき價

格をもつて、当該宅地の修正賃貸價

格とする。

4 第一項の規定により修正賃貸價

格を定める場合において、配当金

とときは、当該宅地については、昭和二十四年四月一日の状況によらず当該耕地整理の工事着手当時の状況を基準とし、第四條第一項又は前條第一項の区域を定めなければならない。

2 第四條の規定により修正賃貸價

格を定める場合において標準地若

いは、又は前條の規定により修正賃

地を定める場合において標準地が

軽くは標準地と対比される宅地が

耕地整理施行中のものであると

き、又は前條の規定により修正賃

地を定める場合において耕地整理の工事着手当時の状況を基

準として、第四條第一項又は第二

項に規定する一定の割合又は前條

に規定する修正賃貸價格を定めな

ければならない。

(地方宅地賃貸價格調査会)

第七條 第四條の規定により修正賃

貸價格を定める場合における同條

第一項に規定する区域、当該区域

内における標準地、標準地と対比

される宅地及び同條第一項及び第



## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 農地調整法（昭和十三年法律第四十三号）及び自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の規定の適用については、第三条第一項の規定にかかるわらず、昭和二十五年三月三十一日まで

は修正前の賃貸價格をもつて、土

地占據法による賃貸價格とする。

拂うとき。

二 地方公共團体、法令による公團その他の公法人及び公益事業を営む法人に物品を賣り拂うとき。  
3 アルコール專賣法（昭和十二年法律第三十二号）の規定により政府が賣り渡すアルコール等買受人の手持期間が比較的長期にわたる物品を賣り拂うとき。

## （延納等の協議）

第四條 各省各廳の長は、第二條の規定により延納の特約をしようとするときは、延納期限、担保及び利率について、あらかじめ大藏大臣に協議しなければならない。

2 前項の規定は、前條第二項の規定により担保の提供を免除しようとする場合に準用する。

## 三 第二項の証券及び薪炭需給調節特別会計法（昭和二十一年法律第四十七号）第四條第二項の証券を含む。以下同じ。を発行し、又は一時借入金をすることができる旨の定めのある特別会計において、その会計の負担で融通証券を発行し、又は一時借入金をする必要があるときは、これに代え、國庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第四項の規定は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 政府が物件を賣り拂う場合に、

3 前項の規定は、國庫余裕金を繰り替えて使用することができる旨の定めのある特別会計には適用しない。

## 協同組合による金融事業に関する法律案

第一條 この法律は、協同組織による金融業務の健全な経営を確保し、預金者その他の債権者及び出資者の利益を保護することにより一般の信用を維持し、もつて協同組合による金融の発達を図ることを目的とする。

## （目的）

第二條 この法律は、協同組織によ

る金融業務の健全な経営を確保し、預金者その他の債権者及び出資者の利益を保護することにより一般の信用を維持し、もつて協同組合による金融の発達を図ることを目的とする。

## （免許）

第三條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二号）に規定する信用協同組合（同法第七十九條第一項第一号の事業を行ふ協同組合連合会を含む。以下「信用協同組合」という。）は、大蔵大臣の免許を受けなければ、事業を行ふことができない。

2 前項の免許を受けようとする信

用協同組合は、申請書に、定款並びに業務の種類及び方法を記載した書面及び事業計画書を添附し、大蔵大臣に提出しなければならない。

## （出資の金額）

3 大蔵大臣は、第一項の規定によ

り免許の申請があつた場合におい

ては、定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反するときを除いて、免許しなければならない。

## （出資の額）

2 前項の外部負債の総額とは、

上でなければならない。

3 前項の外債対照表の負債の部の総額及び

## （出資の額）

2 前項の外債対照表の負債の部の総額及び

## （出資の額）



類似する宅地等に比準する方法による

ことになつております。しかし戦災その他の影響により、各筆相互間の不均衡がはなはだしい区域につきましては、右の一定の割合を一律に乘じて、修正賃貸價格を算出することが不适当であると認められますので、宅地各筆ごとに賃貸價格を修正いたすこととしたのであります。すなわちこの場合におきましては、その区域内で標準となるべき宅地の賃貸價格につき、さきに申し上げましたと同様の方法でその賃貸價格を修正し、これに比準して各筆の賃貸價格を修正することにいたしております。

以上宅地の賃貸價格の修正の時期、基準及び方法について説明したのであります。が、宅地の賃貸價格は地租負担に多大の影響を及ぼすものであり、また地方公共團體の歳入にも少からざる関連がありますので、賃貸價格の修正にあたりましては大蔵省に基準地区調査会を、財務局に原則として都府県ごとの地方宅地賃貸價格調査会を設置いたしました。それへ地方公共團體の職員及び学識経験のある者会を設置いたしました。それへ地方の一般的改定は、昭和二十六年に行うことになつていますが、経済の実勢にかんがみますに、地租の課税標準を土地の賃貸價格に求めることにも再検討を要する点がありますので、この点に社会に重要な事項を詰問いたすこととしたのであります。なお、土地の賃貸價格

案が決つておるようありますけれども、政務次官も大部分がお疲れのようつきましては税制の根本的検討の際、十分に研究いたしたいと考えているのであります。

次に所得税法等の一部を改正する法律につきまして申し上げます。現在

○川野委員長 塚田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

改め、もつてその適正をはかり、あわせて租税増収の一助とするとともに、その他税關の事務遂行上及び最近におけるわが國貿易事情から見て、関税法に所要の改正を加える必要があると考えられますので、本法律案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、ますいかに御賛成あらんことを希望いたします。

金の納付に関する法律案提出の理由を  
御説明申し上げます。

金の納付に関しては、会計法の施行規定である予算決算及び会計令及び政府

から物件を賣り拂う場合の代金の延納に関する勅令の定めるところに従つて、実行して参つたのであります。下、三九

らの規定は、現下の状況から、その内容について変更を加える必要もあり、

また國有財産の賣拂代金等の納付につ  
いては、すでに國有財産法の改正の

した関係上、物品の賣拂代金納付の原則についても法律で規定することが望

ましいので、今回その整備をはかるため、この單行法律を制定しようとする

納付に関しては、従来も当該物品の引渡しのときまでに納付させることになら

つておりますが、この原則規定を法律に引き上げますとともに、從來特に

専限を設けられていないが、支那作金の延納に関して、第二條に列挙いたしましたことより、必要やむを得ない範囲に

おいてのみこれを認め、担保の提供を免除する等の場合におきましても一定の條件を付し、必要最小の範囲にとどめることとしたいたした次第であります。

なお延納の特約をしようとするときは、從来の通り大藏大臣に協議を要するものとして、さらにつきその間に流れることを防止することを考慮いたしております。

以上の理由によりましてこの法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に協同組合による金融事業につきましても、その健全な経営を確保し、預金者その他の債権者の利益を保護し、健全な一般の金融秩序を維持いたしますために、所要の規律を設ける必要があると思われる所以ありますて、從來この点につきましては、当時立案いたしておりました金融業法におきまして、他のすべての金融規律とともに、所要の規律を設けるという方針で進んで來たのであります。しかるにこの金融業法は、さらに別の観点から再検討する事になりますて、金融業法としては今國会に提出しないことになつたのであります。今般農業、水産業及び消費生活協同組合以外の協同組合の組織法案でありまする中小企業等協同組合法案が、今國会に提出されることになつたのであります。これは中小企業等の協同組合の民主的な組織化をはかるうとするものでありますて、金融事業の監督に関する規律がまつたくなく、このままであることは協同組合による金融事業の健全な経営と一般金融秩序の維持は期得ないのであります。従つて本法によりまして、協同組合につきましては、銀行等と同じように、金融事業を

行うにあたつては、大蔵大臣の免許を要することとし、その行う金融事業に關しましては、おおむね銀行法または貯蓄銀行法の例によりました規律

金の利子予算を節減することを、可笑  
ならしめたいと存ずるのであります。  
以上の理由によりましてこの法律案  
を提出した次第であります。何とぞ御  
審議の上すみやかに御賛成あらんこ  
をお願い申し上げます。

二十三億円となつたので、発行余力が少くかつて參り、がだん前に申し証しましたように、特に最近の情勢によつて、日本興業銀行の長期産業資金供給能力の拡大が強く要望されることにつたのであります。これがためには、本金の増加も一方法であります。が、ればかりでなく、銀行限度の倍率を

のあ引こ資な給うべも

二行

卷

卷之三

あ

卷之三

行案

第

度

三九

卷之三

二三

104

公組

卷之三

四  
納





のは油類と薬品類の関税であります。

御承知のように食糧品の大部分は免税いたしておりますので、貿易額は去年一年間において、輸出入を合計して約千二百億に達しておりますが、関税收入としては一億五千万円にとどまつております。今度の会計年度におきましては、予算におきまして約三億の関税収入を見込んでおるのであります。

の増大につれまして、現在のような安  
い関税率でありますけれども、数量  
の増加及びヴァエティの変化等を見  
まして三億を見込んでおりますが、大  
体の收入といたしましては、油類の課  
税と薬品類その他貿易廳の輸出入計画  
に従つて、諸外國から輸入の予定であ  
る原材料、その他副材料等を見ま  
して、三億円と見込んでおるのであります  
が、数量も相当増加する見込みであ  
ります。

物になつておるのであります、援助

物資であるからといふ意味において免  
税にいたしておらないわけであります。

○風早委員 もう一つ伺いますが、今  
のと関連した事項です。むろん援助物  
資いかんがその差別の基準になるわけ  
ではないというお話をありますから、そ  
ういたしますと、その免稅の基準とい  
うものを、あらためて一般的にひとつ  
用ひかにしていただきたいと思いま

す。ことに食糧なんかにつきましては、これは多少政府の見解と私どもの見解とは違うかもしませんが、日本の農業生産というものをそのため非常に押えておる。不适当に日本の食料品、農産物の價格を押えておるといふような結果にもなつておるのであります。して、かたゞこれに対しても免税を行つておるということも、その理由がはつきりわからないのであります。いざれにいたしましてもこの免税と非免税

いろいろな關係方面等の關係もありました  
て、本年中はこれを免稅するのがよろ  
しいという考え方をもちまして、あの  
食糧の免稅は御承知のように当分の間  
というような字を使いませんで、一年  
限り議会の承認を得て延期しておる次  
第でございます。

ございませんから次に移ります。いろいろ密貿易の問題が今も出ておりましたが、大体最近の海上保安廳といふものと、どういうふうな関連で税関の方ではこの密貿易に対する防止をやつておいでになるか。この点について、若干その活動状況を説明していただきたいと思います。

○伊藤(ハ)政府委員 密貿易の取締りの権限官廳としましては、御承知のように関税法で明確な規定がありまして、

が、大体五割ないし四割であります。

利権が抱有した數が二千四百、ござ  
りまして、残り約一〇%を海上保安  
廳が検査して、われ々に引継いでく  
ださつたことに相なつております。  
○風早委員 これでおしまいにします  
が、最近外國郵便物の税關検査を特に  
実施する。その何か具体的の必要とい  
ふことで注目すべき事実のようなもの  
としては、どういうふうなものがある

〇伊藤(八)政府委員 ただいまの閣査  
法規には、外國小包郵便物の中に有关  
品が入つておつたときだけ税関に呈示  
して、その検査を求めるに相なつて  
おりまして、その他のものは全然税  
関の手続から除外されることになつて  
おります。しかし最近いろいろ外國と  
貿易を始めるにあたりまして、日本か  
ら見本等を輸出し、また向うから見本  
等を入れる必要があるのであります  
が、たとえはただい正御指摘になりま

承認なりかいるものであるならばそれをのときとつて、そして手続をした方

○小山泰眞　これは別の方面のことですが、関係方面ではその管理下にある横浜、神戸の埠頭の一部を、日本側に開放するという意向を表明したことについておるのでありますが、この問題はその後どういうふうに処理されておりますか、お伺いいたします。

○伊藤（ハ）政府委員　昨年の八月十三日付をもつて司令部から覚書が発せられまして、横浜港の南埠頭と横浜市が持つてゐるところの高島埠頭を横浜としては開放する。神戸といたしましては中突堤と申しましてこれは國が持つておるもの、それから兵庫突堤を返すから、日本側がこれを外國貿易の根據として使えといふのでありますし、しかばこれをいかにして日本側では運営するか。運営の具体的計画を出せと申しますのでありますし、九月一日を期

51

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

*Journal of Health Politics, Policy and Law*, Vol. 35, No. 4, December 2010  
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

100

1996-1997 学年第二学期期中考试高二物理试题

• 100 •

15

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

測になりますが、われくが関係各省において講論して、ほとんど時日がありませんので、妥協的な非常に不満足な案——われく自身すら不満足な案と思つておりますので、その案がきわめて不完全にして不満足な案であるがために、関係方面のいれるところとならずして今まで実現を見ないのではなかろうか、かように思つておるのであります。と申しますと、現実に南埠頭あたりをいかようにして管理運営するかというやり方が、たとえば上層は税關がこれを管理・運営し、そのバース——鑿船埠頭のあたりはどういう役所がこれを管理するというような、きわめて日本政府としてあまりすつきりしない案であるため、受け入れられぬではないだらうか。その点についてわれく、関係者としても非常に遺憾に考えておる次第であります。

○河田委員　ごく簡単なことであります。が、引揚者が帰つて来ますとき、大したものはみな持つていないのでござりますから、大体身まわり品であります。ですが、携行物品として持つて帰るのであります。こういうものについて税関はやはりどの程度にタツチしておられるか、その点について伺いたい。

○伊藤(ハ)政府委員　引揚者の取扱いは、函館と舞鶴によつてやや趣が違うようでありまして、関係軍方面的指導のもとに、非常に精緻、慎重にやつております。これは何もお持ち帰りになるものについて、別に閑税をかけるとか、量が超過しているというようなことはあまり懸念しないのであります。が、別な方面から非常に用心を持たれておるようでありまして、舞鶴方面等においては、入浴中に脱衣等を消毒するなども、いろ／＼詳細な検査を行なうというようなことを実施されておるようでありまして、税關は物の超過、物をたくさん持つていることについて、特に心配をしてやつているのではないかあります。

○伊藤(八)政府委員 風俗とか、それから最近の指令としまして、どこの國に対しても謀叛を企てる種類の図書はいかぬというふうになつております。そういう種類の本でない限り、税関にしろ接護局にしろ、沒收とか取上げるといふふうなことは全然ないと私ども考えておりますが、もとより事が風俗の問題あるいは公安に關係のある問題になりますと、それが問題となつたとすれば、税関がこれを取上げてそれを関係方面に連絡することに相なつております。

○河田委員 最近政府の方では行政整理の問題が出まして、定員法も國会へ提出することになつておりますが、貿易關係から見ますと、相当税關の方は、今後もさきましては輸出入の船舶も多くなり、貿易上の取引も多くなるといふふうに先ほどから伺つておるのであります。やはり税關方面においても行政整理は一般的に三割とか、三割とかいうふうにおやりになるのか。また海上保安廳、あるいは一部警察關係のその他でありますが、密貿易の取締りというような問題との関連について御説明願いたい。

○伊藤(八)政府委員 これは幸いに衆議院、參議院の皆様方の御同情ある御理解によりまして、ただいまおわしをいたしましたような貿易の増大に伴つて、今年度――ほかはあまり増員はないのですが、われくに對しては四百八十六名の増員が認められて、予算は成立したわけであります。しかし方員法との關係がありまして、一面において現業と申しまして、先ほど密貿易その他の取締りをやつておる人間につきまして約一割、非現業の面につ

いて約三割、行政整理的な意味において定員を減らすというので、定員法において多少の減を見込まれておるところから、ただいまわれわれお聞かしておるのであります。そういうふうにおきましては予算面から、ただいの情勢においては、多少減るというふうにあります。それで、減りましても幾つかあると、そのうちの一つは、海運局が使うのか、それとも税関が使うことになります。

○小山委員 さつきの埠頭施設のことについてお聞きしますけれども、法律上の建設は海運局が使うのか、それとも税関が使うことになります。

○伊藤(八)政府委員 使うと申しますと、申し上げるまでもなく、船会社などは船を岸壁につけまして、それから旅客が降りて来てまして荷物の検査なり、また荷物をおろしまして以上は、税関局の指図によりまして上屋の中に入ります。よくあいに——同じ種類の貨物は同じ所に積んで、荷主ごとにきちんとわかるよう整理して、いつでも税関の検査を経て一日も早くそこから引取られて、國內に物を入れてやるようになります。これは全部税關長の指図のものであります。それで、税關の管理運営としましては税關がやるものであると、私どもは考えておる次第であります。

○小山委員 法律上もそうなつております。

○伊藤(八)政府委員 さようござります。

○小山委員 さういたしますと、法律上明確な問題であるのに、今に至つてまだ解決しないというのは、何かそぐ間に問題があるのでございましょ

非常に古いことを申し上げて恐縮で  
さいますが、日本開國當時から横浜  
神戸、長崎、函館、新潟の五港は、  
つぱにこれは條約によつて一定の区  
を限つて、そこに外國の貨物を揚げ  
外國に積み出す荷物をそこに運び込  
で手続をするところでありまして、  
れを税関構内といふ名で昔から呼  
べ、法律上においてもはつきりして  
るのでありまするが、いかんせん日  
においては、一旦行政を移管した際に  
財産上の処分及び管理権をあるほか  
役所に移しますと、その役所が返  
ぬ限りにおいては、絶対に返つて來  
ないというのが現状であります。

○小山委員 その間のそういうよう  
情勢で、どういうふうになつておる  
か知りませんけれども、せつかく神  
なり横浜の埠頭を返してやろうとい  
うな連合軍の好意ある問題が、所  
争いで解決しないというのは、まことに國家のために不幸なことであります  
國貿易進展のためにも非常な阻害に  
なると思うのでありまするが、その辺  
御所見を伺いたい。

○伊藤(八)政府委員 まことにその  
ごもつともでありまするが、われ  
といたしましては誠意を披露しま  
で、いろ／＼交渉申し上げております  
るが、いかんせん交渉に至らずして  
日に及んでおる点は、自分たちの微  
のいたすところであつて、實に申証  
いと思つておるのであります。でき  
だけ今後なお努力はしたいと思うの  
ありまするが、なか／＼意にまかせ  
い点が相当あるのを遺憾に思つてお  
次第であります。

○三宅(則)委員 私は二つだけ質問  
いたします。先ほども申しましたが、

おんこん、城り、ご



ことにいたしたのであります。過去の勤続年数を全部通算いたしまして、退職年金等を支給するという建前をとつております。この法律施行前の在職年の分につきましては、本人の掛金の拂込みがありませんので、ちょうど國庫の負担金に相当する部分をただちに支給するという考え方をとりまして、大体百分の五十五に相当するものを支給するという建前をとつておるのであります。以上いずれも申し上げましたような内容によつて、増額するという案になつております。

○田中(織)委員 そういたしますと、田中(織)委員の最後にありました二十四年度の予算にあります共済組合の國庫交付金の一観会計、特別会計合せて六十四億三千万円のうち、年金受給者の年金額

説明の最後にありました年金受給者の年金額の引上げに振り向かれる部分、今御

説明になりました非現業雇用に対する長期給付寒賀に必要な部分、それと

健康保険法の改正に関連する改正の点に振り向かれる内訳はおわかりでござりますが。

○慶徳説明員 ただいまの給付の種別ごとのこまかの内訳はまことに申訳ありませんが、ただいま手元に持つて参りません。

○田中(織)委員 それではできるだけすみやかにその数字をお示し願いたいと思います。

次に健康保険法の改正に関連した改正がここに出されておりますが、最近の医療保険の利用率が増加したということで、初診料を組合員の自費負担に納得が行かないのです。好んで

病氣になる人間は私ではないと思いま

す。ことに説明にありますように、濫

診治療の弊を防止するというような形

で、初診料を自費負担にするというこ

とは、われくは賛成いたしかねる

であります。初診料を保険からはす

したほんとうの理由はどこにあるの

か。それを伺いたいと思います。それ

に関連して当然との関係から保険掛

金の引上げが予定されると思いますが、

それは大体どの程度になるか。國鉄関

係で調べますと、大体百分の十七が本

人の掛金になつて来ると思いますが、

現在の給興面から見ますと、これは私

は非常過重負担だ。当然われくの

立場から申しますならば、國庫からの

交付によつてこうした点を減輕しなけ

ればならぬという考え方を持つておるの

であります。しかし申しますと、組合掛金の増額といふことは、保健給付

の内容が充実せられるといふ積極的利

益があることは十分認めますけれど

も、現在の給料が事実上ストップされ

ておるような事態のもとにおいて、そ

の点はどの程度の引上げを予定されて

おるのか。御説明を願いたいと思いま

す。

○慶徳説明員 ただいまの御質問の要旨は、医療の場合に從來ただであつた

ものが、今度の改正によりまして初診

料を新たにとる。それに対する理由が

どうであるかといふのが一点と、それ

からもう一点は掛け金の増額については

いかに考えておるかといふ、二点のよ

うに承認したのであります。ます第一

点についてお答え申し上げたいと思

います。

初診料を新たに徴収することにいた

しましたのは、必ずしも濫診、濫療の

防止という觀点からのみしたのではな

いのであります。むしろ他にきわめ

たほんとうの理由は二つあつたのでありま

す。まずその第一点は掛け金の増額をあ

るなり方をとつたのが、まず第一点

でござります。

○第二点といたしましては、共済組合

の診療關係は、健康保険とまったく同

の方面と共済組合との関係につきまし

てト取扱いの統一を保持する必要があ

るという、この一点が中心の点であつ

たのであります。御承知のことく共済

組合は健康保険または厚生年金と同様

にいわゆる一種の社会保険であります

として、保険ということでやつております。

○慶徳説明員 まだ利用する組合員の不便というよう

健康保険とまつたく同様の手続をとり

ます。組合員の不便利といふことは、

は保険薬剤師と診療契約を結んでおる

わけであります。その診療契約の支

拂い方法といたしましては、これまで

とう限り回避したいというのが第一点

でござります。

○第二点といたしましては、共済組合

の診療關係は、健康保険とまったく同

の方面と共済組合との関係につきまし

てト取扱いの統一を保持する必要があ

るという、この一点が中心の点であつ

たのであります。御承知のことく共済

組合は健康保険または厚生年金と同様

にいわゆる一種の社会保険であります

として、保険ということでやつております。

○慶徳説明員 まだ利用する組合員の不便利といふことは、

は保険薬剤師と診療契約を結んでおる

わけであります。その診療契約の支

拂い方法といたしましては、これまで

とう限り回避したいのが第一点

でござります。

○第二点といたしましては、共済組合

の診療關係は、健康保険とまったく同

の方面と共済組合との関係につきまし

てト取扱いの統一を保持する必要があ

るという、この一点が中心の点であつ

たのであります。御承知のことく共済

組合は健康保険または厚生年金と同様

にいわゆる一種の社会保険であります

として、保険ということでやつております。

○慶徳説明員 まだ利用する組合員の不便利といふことは、

は保険薬剤師と診療契約を結んでおる

わけであります。その診療契約の支

拂い方法といたしましては、これまで

とう限り回避したいのが第一点

でござります。

○第二点といたしましては、共済組合

の診療關係は、健康保険とまったく同

の方面と共済組合との関係につきまし

てト取扱いの統一を保持する必要があ

るという、この一点が中心の点であつ

たのであります。御承知のことく共済

組合は健康保険または厚生年金と同様

にいわゆる一種の社会保険であります

として、保険ということでやつております。

○慶徳説明員 まだ利用する組合員の不便利といふことは、

は保険薬剤師と診療契約を結んでおる

わけであります。その診療契約の支

拂い方法といたしましては、これまで

とう限り回避したいのが第一点

でござります。

○第二点といたしましては、共済組合

の診療關係は、健康保険とまったく同

の方面と共済組合との関係につきまし

てト取扱いの統一を保持する必要があ

るという、この一点が中心の点であつ

たのであります。御承知のことく共済

組合は健康保険または厚生年金と同様

にいわゆる一種の社会保険であります

として、保険ということでやつております。

○慶徳説明員 まだ利用する組合員の不便利といふことは、

は保険薬剤師と診療契約を結んでおる

わけであります。その診療契約の支

拂い方法といたしましては、これまで

とう限り回避したいのが第一点

でござります。

○第二点といたしましては、共済組合

の診療關係は、健康保険とまったく同

の方面と共済組合との関係につきまし

てト取扱いの統一を保持する必要があ

るという、この一点が中心の点であつ

たのであります。御承知のことく共済

組合は健康保険または厚生年金と同様

にいわゆる一種の社会保険であります

として、保険ということでやつております。

○慶徳説明員 まだ利用する組合員の不便利といふことは、

は保険薬剤師と診療契約を結んでおる

わけであります。その診療契約の支

拂い方法といたしましては、これまで

とう限り回避したいのが第一点

でござります。

○第二点といたしましては、共済組合

の診療關係は、健康保険とまったく同

の方面と共済組合との関係につきまし

てト取扱いの統一を保持する必要があ

るという、この一点が中心の点であつ

たのであります。御承知のことく共済

組合は健康保険または厚生年金と同様

にいわゆる一種の社会保険であります

として、保険ということでやつております。

○慶徳説明員 まだ利用する組合員の不便利といふことは、

は保険薬剤師と診療契約を結んでおる

わけであります。その診療契約の支

拂い方法といたしましては、これまで

とう限り回避したいのが第一点

でござります。

○第二点といたしましては、共済組合

の診療關係は、健康保険とまったく同

の方面と共済組合との関係につきまし

てト取扱いの統一を保持する必要があ

るという、この一点が中心の点であつ

たのであります。御承知のことく共済

組合は健康保険または厚生年金と同様

にいわゆる一種の社会保険であります

として、保険ということでやつております。

○慶徳説明員 まだ利用する組合員の不便利といふことは、

は保険薬剤師と診療契約を結んでおる

わけであります。その診療契約の支

拂い方法といたしましては、これまで

とう限り回避したいのが第一点

でござります。

○第二点といたしましては、共済組合

の診療關係は、健康保険とまったく同

の方面と共済組合との関係につきまし

てト取扱いの統一を保持する必要があ

るという、この一点が中心の点であつ

たのであります。御承知のことく共済

組合は健康保険または厚生年金と同様

にいわゆる一種の社会保険であります

として、保険ということでやつております。

○慶徳説明員 まだ利用する組合員の不便利といふことは、

は保険薬剤師と診療契約を結んでおる

わけであります。その診療契約の支

拂い方法といたしましては、これまで

とう限り回避したいのが第一点

でござります。

○第二点といたしましては、共済組合

の診療關係は、健康保険とまったく同

の方面と共済組合との関係につきまし

てト取扱いの統一を保持する必要があ

るという、この一点が中心の点であつ

たのであります。御承知のことく共済

組合は健康保険または厚生年金と同様

にいわゆる一種の社会保険であります

として、保険ということでやつております。

○慶徳説明員 まだ利用する組合員の不便利といふことは、

は保険薬剤師と診療契約を結んでおる

わけであります。その診療契約の支

拂い方法といたしましては、これまで

とう限り回避したいのが第一点

でござります。

○第二点といたしましては、共済組合

の診療關係は、健康保険とまったく同

の方面と共済組合との関係につきまし

てト取扱いの統一を保持する必要があ

るという、この一点が中心の点であつ

たのであります。御承知のことく共済

組合は健康保険または厚生年金と同様

にいわゆる一種の社会保険であります

として、保険ということでやつております。

○慶徳説明員 まだ利用する組合員の不便利といふことは、

は保険薬剤師と診療契約を結んでおる

わけであります。その診療契約の支

拂い方法といたしましては、これまで

とう限り回避したいのが第一点

でござります。

○第二点といたしましては、共済組合

の診療關係は、健康保険とまったく同

の方面と共済組合との関係につきまし

てト取扱いの統一を保持する必要があ

るという、この一点が中心の点であつ

たのであります。御承知のことく共済

組合は健康保険または厚生年金と同様

にいわゆる一種の社会保険であります

は認めがたいのです。まずこれを法的に結一しよう、法律の基礎の上に置こうという御意図が、どこから出でるかという立法の根本のねらいを、まず明らかにしていただきたいと思います。

と、結局無料宿舎及び有料宿舎になるのであります。現在の國家公務員が、こうした施設によつて官舎をもひつておるわけであります。その関係で無料宿舎になるものと、有料宿舎とにわかれますが、この比率がどうふうようになつておるか。この二点についてお伺いいたします。

趣旨でございますが、大きくわけまして、二点にわけることができるのではなないかと思います。第一点は申すまでもなく新憲法の精神に即應いたしまして、ひとり予算についてのみ國会の協賛を得ることなしに、その予算執行の基本的事項につきましても、やはり國權の最高機關たる國会の承認を得て、國民の公儀がこれを運用するという態勢に結びつけて行こうというのが、第一点でござります。

第二点は從來統一立法がありませんでしたので、各額が非常にばら／＼にやつておつたのであります。これまた全体の均衡を保持いたしまして、國家の事務上の円滑なる運営に資するということにいたさなければならぬ、というような観點に立つたわけでありまして、以上二点が統一法律を必要としたしました根本の理由でございました。

それから第一の点の無料宿泊と有料宿泊の比率でござりますが、これはまことに

ことに申訳ないのでござりまするが、從来宿舎関係は各廳にほとんど野放してあるような状態になつておりましたので、現実的確な資料がまだ私どもの手元に集まつてないような現状でござります。従いまして無料の宿舎と有料の宿舎との比率というような点につきましては、ただいま具体的にお答え申すことができないような現状でござまして、まことに申訳ないのであります。お許しといいますか、申訳ないとお答え申し上げたいと思います。

○田中(織)委員 その点がわからないところであります。これは確かに現在の國家公務員に対する給與の面における、いわゆる現物給與というアイデアのものであります。これを統一しようとしている政府の底意が、われわれにはつきりと目見えるのであります。そうなりますと、現在のいわゆる官舎として、無料宿舎として提供されるものが、よりに有料宿舎ということになり、ことにつて、いわゆる住宅関係についての直接の負担をしてやらぬということになります。どうにか六・三ベーツでまかかれて來たものが、そこに有料宿舎として、ことに一般の家賃との均衡に基いて設定せられる使用料を負担しなければならない。現物給與としてそれが然る額構成の一部分になるということになりますと、実質的には給與べつて改訂せられない限りにおいて、一月の賃金値下げ的な、実質賃金の引下

的性質を持つのであります。その点はきわめて抽象的に、非常の勤務に從事する者その他その職務の特殊性にかんがみて、宿舎を提供する必要のあるものは無料宿舎になるけれども、それ以外のものは有料宿舎を提供されなりますると、現在宿舎を提供される者の中にはいわゆる下級の公務員が相当おつたと思いますが、

〔宮崎委員長代理退席、委員長着席〕

重大な関係がありまするので、その点はひとつ明確にしていただきたい。またそれを今ただちにできないとしても、その点について、こういう抽象的な表現でござりまするから、りくつのつけ方によれば相当運用の妙も発揮できると思いますので、御参考願わぬわけには國設宿舎とすることになつておりますが、地方自治体等の関係者は、一應自治体の独立の考え方から、別個の取扱いにもなるかとも思うのであります。これには國設宿舎と、いふことになつておりますが、その点がどういうことになるかということ、それからこれはもちろん一般会計、特別会計の別はなさいと考えるのであります。しかしと、たとえば特別会計になつておられまする國会関係の議員宿舎等の関係者が、どういう關係におかれているか、ということについても、お考えを伺いたいなうなうと思ひます。

○鹿鳴説明員　ただいまの前段の資料の点でございますが、私少し申し方があまりかつたようにも思ひます。が、無料の宿舎と有料宿舎の比率といふ御質問でありましたので、直感的に相当むずかしいと思いましたので、率直にお答え申し上げたのであります。

が、今大人くお詫を伺ひますと無料の宿舎に入つておる具体的な内容を知りたいというところが主眼のようになります。資料は持ち合せております。御必要とあらば後日お届け申し上げたいと思ひます。

それから第二番目の地方職員に関する問題でござりますが、この法律は、書いてあります通り、國家公務員についてのみ適用がありますので、地方公務員につきましては直接の適用は法律的にはございません。但し地方職員につきましては、それの地方公務員に対する法令におきまして、官吏の例によりあるいは政府職員の例によつて、それの條項を盛つておりますので、おそらくはその條項の運用によりまして、この宿舎法と大体同じような線に沿うて、運用されるのではないかと考へます。

○田中(穢)委員 國會議員の宿舎の点について伺いたい。

○慶應説明員 この法律の中に含むと考へております。

○川野委員長 今井給與局長もお見えになりましたので、前尾委員の発言を許します。

○前尾委員 この國設宿舎の第十二條の「無料宿舎は、國家公務員の職務に対する給與の一部として貸與されるものとする。」とありますが、確かに現物給與に違いないのはありますけれども、無料宿舎は特に職務に対する給與と断つてありますので、たとえば税金などとの問題とか、あるいは給與として見難つて課税すべきかどうかというような問題が起ると思します。こういう規定を設けられました理由、それから第十二

三條目に二点の範囲で、  
いうことが書いてあります、これは  
当然のことと、むしろこういう規定が  
ありますと、どういう意味を持つかと  
いうことで非常な疑問を持つのであり  
ますが、それに対するお答えを願いた  
いと思います。

○慶徳説明員 第一点の給興の一部と  
するとしてある点がありますが、こ  
れは現在のところでは、率直に申し上  
げまして、観念的な規定でございまし  
て、今ただちにこの條項に基きまし  
て、具体的にどうする、こうするとい  
うことは考えておりません。並びに給  
興等の問題につきましては、この前に  
御協賛を願いました六千三百七円ベト  
スの法律の中にうたつてあるわけでも  
ございまして、別に定める法律によりま  
して、給興の一部と考えましたものは  
給興から控除するということに、別途  
この法律でなつておるわけでございま  
す。これも今申しました別に定める法  
律がまだできておりませんので、結局  
いうふうに考えておるわけでありま  
す。

それから有料宿舎の場合において、  
予算の範囲内においてということを書  
いてありますが、これはこの種の法律  
の通常用語とでも申しましようか、そ  
ういう意味でしかないのですあります  
と、実質的には御質問の意味と同様か  
と考えております。

○前屋委員 この無料宿舎の場合につ  
きまして、有料宿舎の場合につきま  
しても、こういう規定があることは、  
かえつて逆に何らか別途の意味を持つ  
のではないか。ことに予算の範囲内で

どうも言葉にしても、こういう規定がありますと、結局從來行なわれておつたように、特別会計などは金に余裕がでなければ宿舎をつくつたらいいじゃないかということが、問題になるのではないかと思います。

それからなお、從来いわゆる寮と称して予算の範囲内で設置されたもののが相当あるのです。そういうものの関係においても、むしろこの規定があるために変な感じを持つのいやないかと考えたわけです。もう一應御説明を願います。

○阪田(泰)政府委員 予算の範囲内でいう用語についてのお尋ねであります。が、このような規定の例は先ほども慶徳説明員から申し上げましたように、他の法律にも、財政的にその法律の規定がいろいろ関係して参りますものは、しばしく規定されております。お尋ねのような文面の点は一應すまつともであります。『予算の範囲内で』と書いてあります趣旨は、そういうことのために認められた予算の範囲内で、というように読んでおるのであります。このほかの用途のために認められた予算でこの宿舎を建てるといふようなことは、その法律の解釈としては認められないわけであります。

○風早委員 今宿舎の方が非常に問題になつておりますから、これについて質問いたします。大体この法案の趣旨が一應は書いてあるのでありますけれども、今前尾委員の御質問にも関連いたしまして、いさかいろいろ疑問が生ずるのであります。つまりこれは國家公務員の職務の遂行に便利のためにやる。一種の能率増進のためにやるといふうな趣旨、これは一應わかるわ

けであります。もう一つ一種の社会政策的な意味がやはりあるということでも、当然考えられるのであります。その点につきまして、現在住宅問題が非常な大問題になつておりますと、一般的な市民、特に戦災者、復員者等、こういう人たちが住宅不足で非常に困つておるのであります。こういう際に特に國家公務員のみが、同じ資材、資金とのことで運営におきまして、優先的にその恩恵にあずかるというようなことは、相当やはり國民の間には問題になる点だと思います。その点について今の「予算の範囲内で」というようなことも、またいろいろな解釈が起つて来るわけでありましょうが、お聞きしたいのは、一般の市民、戦災者、地方公務員、こういったよだやな人たちの住宅不足状況、また建設状況、そういうものと特に國家公務員に対して予定せられております住宅数なり、その実際の必要度の比率、こういうものの比較を資料として提供していただきたいと思います。

も排除したい、ということが一番のねらいどころでございます。本年度の予算におきましては、過日可決していただきました予算の中に、「一億というものを國家公務員の宿舎として予定いたしておりますが、これによつて建てられるべき宿舎と一般市民との権衡の資料につきましては、後ほど数字をお配りいたします。

○今井政府委員 率直に申しましてこの法律は内容等が実際固まつておりますが、そういうふうな順位をまず聞かしてもらいたい。

のすからあると思うであります。が、されども望ましいのでありますけれども、何分にも明治の初年以來七十何年にわたりてばらくにやつて参りましたものを、この際一挙にそいつたところまで入りますことは、御意見にもございましたように、はなはだむずかしい次第でございますので、一應ここに宿舎審議会といふものを設けまして、これでひとつ縦ざらいに洗いまして、その上でそりいつた使用料の標準でありますとか、また御指摘の使用順序でありますとか、いつたものも、その順位の特徴、特質等を考えながら、また行政能率等の面も考えながら考えて行きたい。そう考えておりますので、現在この立案にあたりましたわれへいいたしましては、特にそりいつた順序をどうしようというよういう腹案は持っております。一切をあげましてこの審議会の方の決定にまつていう態度であります。

○風早委員 どうもはつきりしたお答えを得られないのですけれども、今の貸與順序などにつきまして、高級の官僚、特に監察官であるとか、あるいはまた税務官吏だと、こういったような種類の、今回の行政整理においても事実上特例になつて來ている人たちに、非常に優先的な順位が與えられる、というような危険が多分にあることは、大体推測するにかたくないのです

りまして、こういう点については政府に對して嚴重な警告を發したいと思うのであります。一つ具体的な問題を出してみますと、たとえば第十九條であります。第十九條はこれは結局追立ての規定だと思う。今までとにもかくとも實験を受けていた公務員が一たび退職いたしますと、どんなに遅くも六十日以内に出なければならぬ。即刻出なければならないと書いてある。そうしますと、これは現在のような住宅難の際におきまして、それこそ非常な問題だと思います。なまじつか貸してくれたのはよいが、首になつたが最後、それでどうにも家がない。これは人事ではないのでありますと、現在行政整理が始まり、首切りが始まつておるわけです。こういう人たちがたちは、その家を追い立てられてしまう。こういう問題が現に起つて來つたのでありますと、これに對して政府はどういう考え方を持つておられるのか。あるいはまた現在の場合において、特に特例としてそういう点について善処される何か方針があるのでありますか。この点についてもはつきりしたお答えを願いたいと思います。

すか、どうですか。実はその実情を伺いたいのです。そうして結局実情はどうありますと、これに対する救済的な措置規定というものが、どうしても必要であると考えるわけです。この條文をどうしても通されるならば、やはりそれがだけの救済規定というものが、今過渡的規定として必要ではないか。それなしにやられることは、これは非常に乱暴な問題で、ひいてはこの法案全体の立法の趣旨もはなはだ疑わしいものになつて来る。統一々々と言われますけれども、そういうところにも統一されれる結果が現われて來るのであります。この点についてはもう少し救済規定と、いうようなことについて、政府がどう考慮されるか。ただやむを得ない、國家の施設であるから、國家の公務員でなくなつた以上は出でてらうのはしかたがないと言つても、これは生活の問題であつて、一般の労働問題と回答は、はなはだ不満足だと思いま

りますとか、あるいは各省に一体どういたいのです。そして結局実情はどうありますとか、あるいは各省に一体どういたいのです。こういう構成で、御心配のような点に、直接結びつく問題でもございませんので、もつばら計画基準といつた点はこういう構成で、御心配のような点はまず知らないものと信じております。ただそれが各省に割当られた場合に、これを運用いたしまして、その省においてはどういつた人を優先して入れるかといった問題は、各省々々にあります。ただそれが各省に割当された場合に、これを運用いたしまして、その省においてはどういつた人を優先して入れるかといった問題は、各省々々にあります。ただそれが各省に割当された場合に、これを運用いたしまして、その省においてはどういつた人を優先して入れるかといった問題は、各省々々にあります。

○川島委員 四%程度といいますと、おきまして、職員組合の意向等も十分参考して行わることになると思いま。従つて審議会ではごく抽象的な一般的な基準をきめるのであつて、何の太郎兵衛を幾らで入れるかということをきめる審議会ではございません。○風早委員 今お答えの中で、各省で振當てられた場合において、そこの省では職員組合の意向を十分取入れると言われましたが、それについては特別な法的根拠はないのだろと思ひます。が、それは実際の方針として現にやられておるかどうか。そしてまたこれが、なあこういう問題についての審議会があり、有力な発言権を持つた職員の立場から、その結果になりはしないか、そればかりの審議がやはり加味されなければ、これはまったく天くだりであります。まし、結局はきわめてえこひいきの構成について、政府の所見を伺いたいのあります。

○今井政府委員 この審議会はここもござりますように、主たる仕事いたしましては、使用的順序の基準であります。○川島委員 関連的にちょっとお尋ねしておきたいのですが、先般六千三百円ベースを設定いたしました場合に、公務員のベースの中に占める家賃の率

はどの程度でありますか。公定といふことをねらいとして立てたい。○今井政府委員 若干記憶が薄れていますが、たしか当時の調べで四%程度であります。そこで、この法律によりますと、田中度であつたと思います。それで今度この法律によりますと、田中平均いたしまして二百四、五十円、そ

ういうものはどの程度でありますか。原則でございまして、その結果といた

いふうに割当てるかといった問題が中心でございまして、御指摘の各職員の利益をどうするかという問題が

あります。ここにも「考慮して定め

りますが、そういう技術的な問題は、

審議会の方で具体的な策をこしらえております。

○川島委員 どうも今の御説明では納得しかねるものがあります。それはい

ずれあらためてまた質問をしたいと思

います。○今井政府委員 律案では、

規則でございまして、その結果といた

いふうに割当てるかといった問題が

あります。ここにも「考慮して定め

りますが、そういう技術的な問題は、

審議会の方で具体的な策をこしらえて

あります。そこで、そういう技術的な問題は、

審議会の方で具体的な策をこしらえて

&lt;p







計、專賣局及び印刷局の会計、開拓者  
資金融通会計、アルコール貿賣事業会  
計、國營競馬会計、國有鉄道事業会  
計、この七つしか、「時——何」と言ひ  
ますか、國庫に余裕金がございまして  
も、繰りかえ使用をなすことができな  
いことに相なつておりましたので、今  
國庫金の総合運用をはかりますため  
に、全特別会計が國庫金を繰りかえ使  
用できるようにいたしたわけであります  
す。

なお、ただいまございます一時借入  
金ないし短期証券の額は、これは年度  
をわたつた直後でございますので、あ  
まりたくさんございません。食糧管理特別  
会計法第三條第一項の証券でございま  
すので、これは融通証券ではございま  
せん。薪炭証券が二十五億九千万円で  
ございますが、このうち七億だけが融通  
証券になります。一時借入金は、現在  
では貿易資金がこの間五十億あります  
て、その前にもありますから、二百億  
程度あつたかと思います。その数字を  
今確かめてみます。

○田中(總)委員 國庫の余裕金とい  
うものが、年間を通じてどの程度——こ  
れは季節的に違つて來るものだと思ふ  
のですが、そういう意味で、大体二十一  
三年度の会計の四半期ごとの、あるし  
は地区別のそういうものができたら、  
参考までに資料として御提出いただき  
たいと思います。

○伊原政府委員 御存じのように、政  
府の收支、ことに一般会計におきま  
るは、第一、第二、第三、四半期、特  
に第三、四半期までは、歳出の方が歳

入より先行いたしまして、従いまして金が足りなくなつて、大蔵省証券を行いたしておりますのが、いつもの例でございます。たとえば昭和二十三年度につきましても、去年の年末には四百三十億の大蔵省証券を多分出します。それが一月から二月、三月にかけまして、だん、と租税收入がなくなつて参りまして、ことしで申しますと二月の上旬には、四百三十億昨年末にありました大蔵省証券は、全部清算してしまいました。そしておなかで金がたまつて参つたという状況でござります。現在資金は、大蔵省証券の残高がなくして、國庫の当座預金が、実質的にには五月四日現在で四百三十一億円ござります。従いましてこの略高がなくして、國庫の当座預金が、実質的には日本銀行を通じて市中銀行等で還元をいたして、預金をいたしてお次第であります。

○伊原政府委員 この繰かえ使用とい  
うのは、一時借入金または一時の融通  
証券のかわりに出しますものであります  
から、ごく短期に貸すつもりでござ  
います。しかし年度内に返せばよいも  
のでありますから、年度内に返すとい  
うことでござりますけれども、一方た  
とえば、たゞいまのよう國庫に余裕  
がございまして、実質上四百三十一億  
も金を持つておりますときはよいので  
あります。そこでござりますけれども、  
大藏省証券を出さなければならぬ。そ  
ういうふうな場合に、片方に特別会計  
を認めておいて、一方で大藏省証券を  
出すということはできませんから、返  
してもらうつもりでございます。ごく  
短期間のつもりでござります。

○田中(織)委員 その点は、あくまで  
繰りかえ使用でありますから、できる  
だけ短期間に返してもらわないと、運  
用の妙が發揮できないのではないかと  
思いますので、その点は注意していただきたいと思います。

この繰りかえ使用を認める結果か  
ら、大体どの程度の利子予算削減にな  
るかというような点について、見積  
られたことがございましょうか。

○伊原政府委員 これはただいま申  
上げますように、國庫の残高は非常に  
少くないから余裕が出始めます。それ  
までは大藏省証券の残高を持つてお  
りますから、それをまず返してやるとい

四、せいぐ／五月の初めくらいまで、操作をしなければならない。この余裕金があるわけありますから、その残高がいかほどになるかといふこともわかりません。しかしとにかく今の状況では、國庫に片方に余裕金を持ちながら、たとえば貿易会計のときは、日銀から一時借入金をする。それから他の会計も借入金をする。一時借入金は八厘でありますたが、そういうふうなことがありますので、それらの節約はできると思います。もつともたいまは指定預金をいたしておりますて、これは利子をとつておりますから、指定預金の制度を運用しておけば、その辺は歳入の関係からあまり差が出ないかと思いますけれども、とにかく一方に金を持ちながら、一方の会計では借入金をしなければならぬと、いうのはおかしいので、総合的に運用しようと思つてました次第であります。具体的に金額は幾らくらいになりますか、ちょっと見積りがつきません。

のですか、その点は、そのように理解してよろしゅうございますか。  
○伊原政府委員　さようでござります。  
す。政府の支拂いの遅延といふことを、は、はなはだ申訳ない次第でござりますが、最近におきましては、部分的にいろいろな原因がござりますが、予算が通らなかつた結果、その借入金の法律案が通らなかつたために、相当遅延をいたしておりますがござりますが、予算が通らなかつた結果、その借入金の法律案が通らなかつたために、相当遅延をいたしましたが、これは予算を通していただきたい以後は、非常な速力で支拂いをいたしましたので、相当解消いたしたと思います。たとえば終戦処理費等につきましては、四月中に百二億支拂いをいたしました。それから價格調整費等につきましても、九十一億の支拂いをいたしました。それから特別会計也非常に問題があつたのであります。鐵道につきましては、三月末に――これはまあ計算のどき、三月末に――これがまあ計算のどき方によつていろいろ違います。が、八十二億程度支拂いの遅延があつたと言われております。そのうちで四月中に八十億の支拂いをいたしております。貿易資金も、四月になりますと法律を通じていただいた結果、一時借入金と國庫の繰入れをいたしまして、二百億というような支拂いをいたしました。また食糧管理特別会計、薪炭需要特別会計等につきまして、相当支拂いを進めましたので、予算がないために支拂いができなかつた部分は、相当解消いたしたと思ひますけれども、今後におきまして、政府の支拂いの遅延ということはないよう、これはこれにて、ただいま申し上げましたように、國庫金全体から言いますと、四百三十億も余裕があるのでありますから、末端の技術上の問題等で支拂いの

遅延するということが絶対にないよう、政府の方でも対策を始終考えておるわけあります。今後も注意したいと思います。

○田中(識)委員 次に、専賣局並びに印刷局、アルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する特別会計について、一点だけ伺つておきたいのですが、大体これは専賣局の特別会計の関係で、二十四年度以降十四年度において大体専賣局特別会計

利益の中で、固定資産と事業資産の關係で控除される金額は、大体どの程度に見積られてあるか。その点と、予算の面における一般会計への繰越しの予定された金額との関係はどうなつておるかということをおわかりであれば伺つておきたいと思います。

○阪田(泰)政府委員 お尋ねの点であります。予算におきましては、一般

会計へ事實から繰入れますのは、千二百億七千九百万と見積つておるわけあります。ところが専賣局におきまして前年の事業益金は三千三百十六億六千九百万と相なつております。この法

律によりまして固定資産の増加に充當いたしまする額が三十四億五千三百萬、作業資産の増加に充當いたしましては、八十一億三千六百万、合せて百十五億九千万であります。この合計額を控除しない前の事業益金から差引きました額が、今年の予算に見積りました

一般会計の予算に計上してあるわけであります。○宮幡委員 ちょっとこれは伊原局長さんに伺います。もちろん議題となつております法案に對して異論のあるも

のではありませんが、國庫の余裕金の繰りかえ使用であります。七会計は本

の以外のものは、こういう「括したも

のでやるのでですが、これは立法技術か

ら見て私はちょっと疑問に思うので

すが、繰りかえ使用ができることの規

定をして、他の七会計の特別会計を除

す。將來適當の機会に特別会計の改正等があつた場合には、こういう特別会

計を正常のところに繰り込む用意があつておきたいと存じます。

○伊原政府委員 もつとものお尋ねでありますとして、私どもこれをつくりま

す。つまり、あと特別会計をみんな直そ

が、それも何というか立法技術上あま

り複雑になりますので、今まできた

法律で融通繰りかえ使用のできる七つ

と、今ないものを括いたしまして実

は單行法を置いたわけであります。今

後また何か整理の機会がございました

ら、お示しの通り直す方が適當である

うと考へます。

○宮幡委員 急いでもう一点伺いま

す。専賣局の特別会計の方の法案であ

りますが、これは利益金を固有の資本

金の増加に充てるということになつて

おりますが、この場合、從來特別会計

の固有資本の増加額と、いうことになつておきたい。

第二点は、同じく第二條の五号にあります「後拂を一般の慣習とする場合」、この慣習はどういうものかと拂いにして來たかということをお尋ねしておきたい。

最後に第三点は、先ほど同僚の田中君から、公團等の所有物件について賣拂いが開始されている。その賣拂いについては不動産ではなくて動産であり、しかもそれは國の直接の所有物件ではないかのごとくお話をあつたのですが、これは私違つと思ひます。公團は言うまでもなく政府の全額出資において運用されているものであります。しかも公團の現在所有しております諸種の物件は、それく市場價格もあるであろうし、その物件は常に政

のことは、間違いないことであります。そういうものが拂い出される場合

に、國が直接それにタッチしないで、やはりそういうような慣習を尊重するのか。その点をひとつ御説明願いたい。

○阪田(泰)政府委員 今回の法律案が、これまで自動的に各会計の固有資本の増加がなされ、決算処分を行います。結果、固有資本の増加が行われる

たといふことに相なると思います。

○川島委員 私は物品の賣拂い問題について二、三質問したいと思います。

まず第一は、法文についてお尋ねします。第一は、法文についてお尋ねしますが、第二條に「國債その他確実な担保を提供」とあつて、國債はわかります。しかし、その他確実なる担保というの

が、それも何というか立法技術上あま

り複雑になりますので、今まできた

法律で融通繰りかえ使用のできる七つ

と、今ないものを括いたしまして実

は單行法を置いたわけであります。今

後また何か整理の機会がございました

ら、お示しの通り直す方が適當である

うと考へます。

○宮幡委員 急いでもう一点伺いま

す。専賣局の特別会計の方の法案であ

りますが、これは利益金を固有の資本

金の増加に充てるということになつて

おりますが、この場合、從來特別会計

の固有資本の増加額と、いうことになつておきたい。

最後に第三点は、先ほど同僚の田中

を行つた一定期日後に、代金を納めさせることになります。そういう場合でありますなら、やはりそういうような慣習を尊重

するというような規定をしたわけあります。

最後の公團の動産の賣拂いの点であります。が、先ほど申し上げましたのは、政府が関係がないというように申

し上げた趣旨ではございませんでした

わけで、公團の動産につきましては、

國の所有物件ではない。従つて直接この法律の適用がないということを申し上げたのでございまして、御指摘のよ

うに公團の持つております備品等の動

産は、これは大体政府から公團に対し出資をしておりますので、その出資

の見合いとして所有されておるのが大

きな部分であります。従いまして、直接の見合いとして所有されておるのが大

問題がござりますれば、それと所管の方の官廳にも連絡いたしまして、嚴重にさような不法行為を取締るようにいたしたいと存じます。

○川島委員 今のお話によりますと、まず第一点の國債その他の確実な担保といふものの、明瞭なお答えがないようあります。從來延納の關係もたくさんあつたから、政府は國債を除いたどういものをもつて確実な担保として来たかといふことは、具体的に例があるのではないかと思うのです。それをお答え願いたいと思う。

それからあと拂いを一般の習慣とすることが從来あつたから、その商慣習によつてといふことですが、このあと拂いを一般の慣習とするという明文を掲げた以上は、大体において予定されたものがあるのではないか。またあるものではなかつたから、ここに法律に表わしたのではないかと思ひます。ないものなら、わざくこういう明文をつくる必要もないということになつてしまふわけです。どういふ機関が拂いたしましては、そういう公定價格を基準として拂いを認めて行くのか。この問題は三番の公園等に關係のある賣拂い物件の問題であります。が、その場合に政府どいたしましては、そういう公定價格を基準として拂いを認めて行くのか。この問題はいろ／＼對外的に非常に重要な関連を持つのであります。その基本的な政府の標準といふのがあれは、まだあるべきはずだと私は思うのであります

が、その点についてもう少し明確に御説明願いたいと存じます。

○川野委員長 ちよと伺いますが、まだ國有財產局長に対する御質問がござりますか。

「あります」と呼ぶ者あり。

○阪田(泰)政府委員 最初の担保の点であります。が、從來專賣法による賣渡し代金の延納等の場合に、実例として、とつおりました担保は國債でござります。しかしかように全般的な延納の規定を設けます場合には、それが賣渡しの態様に應じまして、國債で担保を提供すると、うふに限定することは、必ずしも適當でないと思われますから、その他確実な担保を設けますから、質疑を明ります。

それからあと拂いの關係であります。が、これも同様のことでありまして、從來動産につきまして延納を認めておりました例は、塩の專賣、アルコールの專賣等限定された事例に、一般的に

りました。が、これがいつたわけではありません。か

はなつておらず、か

りました。が、これがいつたわけではありません。か

はなつておらず、か

りました。が、これがいつたわけではありません。か

はなつておらず、か

りました。が、これがいつたわけではありません。か

はなつておらず、か

りました。が、これがいつたわけではありません。か

がございませんので、法律的に公團の

動産を処分する場合に、いかなる價格で処分しなければならないかといふことはきまつておりますが、公團の理

事者、經營者、當局者の責任といたしましては、當然時價で処分をするといふことに相なるだろうと考えております。

○風早委員 國の所有に屬する物品の賣拂い代金の納付に関する法律案について、まだ若干質疑があるのでありますけれども、きよりは時間があまりに経過いたしておりますから、質疑を明ります。

それからあと拂いの關係であります。が、これも同様のことでありまして、從來動産につきまして延納を認めておりました例は、塩の專賣、アルコールの專賣等限定された事例に、一般的に

りました。が、これがいつたわけではありません。か

はなつておらず、か

りました。が、これがいつたわけではありません。か

はなつておらず、か

りました。が、これがいつたわけではありません。か

はなつておらず、か

りました。が、これがいつたわけではありません。か

はなつておらず、か

りました。が、これがいつたわけではありません。か

がございませんので、法律的に公團の

する法律案、右二案に対し、賛成の諸君の起立を頼います。

〔總員起立〕

○川野委員長 起立總員。よつて両案は原案通り可決確定いたしました。

○宮幡委員 次に先刻質疑が打切られおります。関稅法の一部を改正する等の法律案を議題とせられ、討論採決せられんことを望みます。

○川野委員長 宮幡君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 それではこれより討論に入ります。討論は通告順によつてこ

とであります。が、これは通告順によつてこ

とであります。が、これは通告順によつてこ

とであります。が、これは通告順によつてこ

とであります。が、これは通告順によつてこ

とであります。が、これは通告順によつてこ

とであります。が、これは通告順によつてこ

とであります。が、これは通告順によつてこ

とであります。が、これは通告順によつてこ

とであります。が、これは通告順によつてこ

意氣込みをもつてそらした輸出入貿易を積極的にやるべく、地方ではそれで準備をしている關係もありますので、この開港指定という点について格をとつて、今後一年間に、現状のよ

うな貿易船が一隻も入らない、あるいは輸出本の実績がト、いわゆる一千五百萬円までのものが全然確保できないと

いうことであるならば、せつかくの開港指定も取消されるのだということを十分徹底してやつていただきたい。で

きればそうしたもの自動的に取消すということじやなしに、地元の民間並びにその他の方面の關係者の意見を十分従事して、當局として最終的な断を下すというように、運用上特に留意していただきたいという希望意見を述べま

して、これに賛成するものであります。

○宮幡委員 討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まず宮幡君提出にかかる民主自由党、社会

党、民主主張各派共同提案の修正案について採決いたしました。本修正案は賛成の諸君の起立を願います。

○川野委員長 起立總員。よつて本修正案は可決せられました。

しまして、本日はこれにて散会いたし  
ます。

午後五時十二分散会

〔参考〕

關稅法の一部を改正する等の法律案  
(内閣提出)に関する報告書  
專賣局特別会計、印刷局特別会計及  
びアルコール專賣事業特別会計の利  
益の一般会計への納付の特例に関する  
法律案(内閣提出)に関する報告書

國庫余裕金の繰替使用に関する法律  
案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附錄に掲載〕